

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（美浜発電所3号機並びに高浜発電所1号機、2号機、3号機及び4号機 設計及び工事の計画（火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更）【8】」

2. 日時：令和4年11月21日（月） 13時30分～18時05分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、
畠山安全審査官、上原安全審査専門職

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、星野室長補佐、西野室長補佐

関西電力株式会社：

原子力事業本部 保全担当部長 他13名（13名のうち、7名はTV会議システムにより出席）

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料－1 美浜3号機・高浜1～4号機 感知器BF設工認審査スケジュール
- ・資料－2 美浜発電所3号機 高浜発電所第1, 2, 3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請のコメント回答について
- ・資料－3 美浜発電所3号機 高浜発電所第1, 2, 3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請 コメント回答について
- ・資料－4 高浜発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請 補足説明資料
- ・資料－5 美浜発電所第3号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書の見直しの方向性について
- ・資料－6 高浜発電所第3号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請 添付書類八記載事項と基本設計方針記載事項の比較について
- ・資料－7 コメント管理表 美浜3号機、高浜1～4号機 感知器BF設工認

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。
0:00:02	それではこれから高浜発電所とあと美浜発電所に係る、
0:00:07	カセバック筆頭の施工認申請のヒアリングを始めたいと思いますよろしくをお願いします。
0:00:13	それではまず、関西電力の方から、
0:00:17	今日の進め方ですけど資料2のパワーポイントをまず確認をした上で、
0:00:22	資料7のコメント管理表で今まで事実確認した事項についての回答をいただくというそういう流れでよろしいでしょうか。よければ資料2の方から説明をお願いします。
0:00:40	はい。関西電力吉澤でございます。資料2ですけども、前回コメントいただきまして、緑字部分、修正して、本日持って参りました。
0:00:51	修正部分について一通り説明させていただきます。1枚めくっていただきまして、右肩1ページですけども、
0:01:00	第1回審査会合においていただいたコメントへの対応下表に示すということで、ナンバー1から5まで、対応についてですね。
0:01:12	前はあまり詳しく書いてなかったんですけども、少し少し詳細に記載する必要があるというところで、緑字の通り、少し詳細に記載して参りました。
0:01:25	で、ナンバー1ですけども大飯34号における審査実績について適切に反映すること。また、環境条件等の類型化を行い、資料に反映することというコメントに対して、
0:01:38	大飯34号における審査実績である火災感知器の選定から設置までの設計の流れ及び火災感知器を設置しない場所の設計について、
0:01:48	基本設計方針並びに火災防護に関する説明書に反映する、また、環境条件の類型化についても反映するというので、説明資料としては本資料、
0:01:59	の項目2の、2ページから4ページということで記載しています。二つ目のポツで、なお補足説明資料については大飯34号の、
0:02:09	補足説明資料をベースに差異があるか書記識別できるように作成し、大飯34号機の審査実績を適切に反映するというので、
0:02:19	本日は高浜34号の補足説明資料を積んでおりますけども審査会合では、すべてのプラントの補足説明資料一式を積む予定にしております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:32	ナンバー2 ですけども、これは齊藤市長のコメントを反映した部分でして、各設置場所における感知器設計については、イデの考え方をきちんと説明した上で、
0:02:45	設計が違う部分を説明することということで、対応として、火災防護審査基準 2.2. 1(1)の②に定められた方法で設置することができない。
0:02:57	または適切でない場所について、大飯 34 号機での考え方とあわせて設計の差異について説明するというので、本資料の 2 イトウ 3 の項目で、
0:03:08	3 ページと 5 から 9 ページに、説明資料をつけております。
0:03:15	ナンバー3 と 4 につきましては、これは前回からあまり変わってませんで、説明資料としては補足説明資料の 3-5 と 3-11 というものを追加してございます。
0:03:28	ナンバー5 について、対応の部分が少し見直してまして、脱塩塔室及びフィルター室の隣接エリアの感知器等が作動した場合における、
0:03:38	火災発生場所特定及び消火方法について説明すると、いうことでこれも補足説明資料の 3-5 の参考というものを、読み込む形に修正しております。
0:03:52	続きまして右肩 2 ページいきまして、先行の大飯 34 号機の火災感知器増設工事に係る設工認申請書場所を追加してます。あと、2022 年 11 月 2 日認可。
0:04:06	の審査実績を反映し、以下内容、本設工認の基本設計方針及び火災防護に関する説明書に反映するというので、
0:04:16	これは 1 ページと整合とれるように火災防護に関する説明書というものを記載しております。中身については変更ございません。
0:04:26	で、3 ページいきまして、
0:04:30	表の中ですけども、前は各原子炉格納容器ループ室統括室、一つの行、一行で書いていたんですが、それぞれの
0:04:42	エリアに分けて、2 行に変更してます。
0:04:47	あと今回、大飯 34 号機と設計の差異がある部分ということで高天井エリアのアニュラス一次系置数あと高浜 34 号でいうと燃取タンクエリア、
0:05:00	について、差異があるというところで、赤枠で困ってございます。
0:05:06	あと放射線量が高い場所を含むエリアで脱塩塔設置エリア、使用済み樹脂貯蔵タンク室について、もともと設計基準 01 を適用するエリアと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:18	ということで 34 号が設計してましたけども、後続については、設計基準②を適用するエリアというところがありますんで、その部分を赤枠にしております。
0:05:31	続きまして 4 ページいきまして、
0:05:34	2 ポツ目ですけども、基本設計方針及び前回は許可整合に関する説明書と書いてたんですけども、これも 1 ページ目と整合を図るように火災防護に関する説明書、
0:05:46	民間の内容を記載するというところで、許可テンパチの記載に対して、設工認本文の基本設計方針の記載案と、
0:05:56	ということで、設計方針の記載の中で、コンクリート駅で囲まれておりというところ記載漏れてましたんで、追加しています。
0:06:07	あと、タンクは金属製であることというところを、基本設計方針の記載案通りに修正してございます。
0:06:17	あと、保安規定定めて管理するということ※書きで打っておりますけども、注釈として、保安規定及び下部規定の火災防護計画にて規定済みと。
0:06:30	いう文言を追加してます。
0:06:32	その下の表で、美浜 3 号機の廃止供給タンク。
0:06:38	について、共用かかっておりますんで、括弧書きで共用の記載を追加してます。
0:06:47	5 ページ目いきまして、これは大飯 34 号機との設計の差異がある部分ということで高天井エリア、アニュラス等の設計について、
0:06:58	採用説明しているペーパーが、これを追加しております。
0:07:03	高天井エリアとして、床面から天井高さ 20 メートル以上の嫌ですけども、その感知器設計ですが、1 ポツ目。
0:07:13	1 種類目の煙感知器の設置場所は大飯 34 号では、は、発火原因となりうる設備の直上。
0:07:21	火災規模小の火災を感知できる場所、煙の流動場で有効に火災を感知できる場所を、火災規模中台
0:07:31	の火災を感知できる場所と区別しておりましたけども、美浜 3 号機及び高浜 1 から 4 号機におきましては、煙の流路上で有効に火災を感知できる場所と、
0:07:44	いう記載に統一しまして、発火元となりうる設備の直上という記載については削除するという方向で修正をし、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:55	します。2 ポツ目ですけども、2 種類目の感知器については、大飯 34 号では、炎感知器を設置するエリアしか、
0:08:04	ありませんでしたけども、美浜 3 号機及び高浜 1 から 4 号については、ニュアンス等複数階層に分かれて、グレーチング面が設置されている。
0:08:16	エリアにおいて、天井面に熱感知器を設置する設計としますんで、
0:08:22	熱感知器と炎感知器の設計の考え方、これについて明確化したいというふうに考えてございます。
0:08:30	明確化する内容についてですけども、表にまとめておりました、まず 1 種類目のアナログ式の煙感知器、これについて大飯 34 号、
0:08:41	でしたら、エリア内の最も高い場所、あと発火元となりうる設備の直上というそういう場所に設置するという方針でしたけども、
0:08:52	後続につきましては、エリア内の最も高い場所というのは一緒ですけども、床面またはグレーチング面から 20 メートル以内の高さとなる場所、
0:09:05	において、床面グレーチング面を網羅的に監視できるよう、設置すると。ただし、常時換気空調系等による空気の流れ、
0:09:16	あるエリアは空気の流れを考慮して、煙の流路上に漏れなく設置するというふうに、設置場所について、
0:09:25	適正化といいますか、明確化してございます。
0:09:30	次の熱感知器、当方の感知器については、
0:09:35	もともと青井 34 号では、炎感知器についてしか、
0:09:42	設計として考慮していなかったんですけども、後続については熱とオノを使い分けるということで、最上部のグレーチング面、
0:09:52	から天井面までの高さが 8 メートル未満の場合は、天井面にキムラ感知器 8 メートル以上の場合は、天井面、または、
0:10:02	壁面にアナログ式でない、炎感知器を消防法施行規則に基づき設置すると、最上部のグレーチング面を含め、
0:10:12	天井面から 8 メートル未満の場所にあるグレーチング名より下造は炎感知器を設置するというふうに、使い分けを記載しております。
0:10:24	続きまして 6 ページいきまして、
0:10:29	脱塩とフィルタ室の感知設計についてですけども、1 ポツのエリアの環境条件、ここについては、作業員の被ばく線量が、
0:10:40	許容値を超過する可能性があるためということで、コメントに基づき修正しております。
0:10:48	二つ目の矢羽根ですけども、大飯 34 号機では、各エリアの個別の排気ダクトに感知器を設置し、設計基準①、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:58	満足する設計としていたが、深山 3 号機及び高浜 1 から 4 号機ではと いうことで、まず大飯の設計を記載した上で、後続の記載、
0:11:10	設計の際、これを説明するように記載を修正しております。
0:11:16	2 ポツ目の、二つ目の矢羽根ですけども、脱塩塔室及びフィルター室は 天井面と壁面のいずれか、または両方に開口部がありと。
0:11:27	いうことで、実態に合ったように記載を適正化してまして、そのあと、火 災時に発生する煙熱は、時間の経過とともに、排気ダクトによる、
0:11:39	排気の影響を受けにくい位置にある開口部から隣接遣りエリアに流出 すると考えられることから、隣接エリアに設置する感知器を兼用すること で、
0:11:50	火災を漏れなく確実に感知する設計とするということで、漏れが確実に というワードを追記してございます。
0:12:01	その下の図 1 ですけども、
0:12:04	左と右二つ図がありますが、次第つい左については、壁面開口部の方 が排気の見解を受けにくい場合という、そういう例の
0:12:16	図にしてまして、右側、天井開口部の方が配置の影響を受けにくい場合 という、そういった説明の図にしてございます。
0:12:26	あと右側の注釈で、左えさ図は、補助建屋排気ファン運転中に火災が 発生した場合、煙及び熱の一部は、排気ダクトから排気されるが開口部 から、
0:12:38	隣接エリアに流出する状況を示しているということで、注釈を少しわかり やすく修正します。
0:12:48	次 7 ページいきまして、ここの表については、前回から変更ございませ んけども、3 ポツのところ括弧書きを追加してございます。
0:13:01	各エリアの詳細情報、
0:13:04	について、20 ページ 21 ページ、参考 4 参照ということで、各エリアの排 気ダクトの高さであるとか、天井面高さとか、そういった情報を、
0:13:16	参考 4 に追加してございます。
0:13:20	20 ページ。
0:13:22	と 21 ページですけども、
0:13:25	まず 20 ページで、美浜 3 号機、あと高浜 1 号機 2 号機の情報を記載し ております。
0:13:34	開口部の状況として、天井面のみ開口部があるのか壁面のみ開口 部があるのか、或いは両方に開口部があるのかと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:44	いう所情報を、こちらに記載してます。あと天井高さ等、排気ダクトの排気孔の高さ、
0:13:53	を記載してます。あと液面の開口部のも、最上部の開口高さですね。それと天井面の開口部、
0:14:03	のまだ面積、こういったものを情報として記載しております、最終的に感知器を兼用する隣接エリアが、和室なのか、隣接バルブ室等なのかと。
0:14:16	いう、そういった最終的な判断を記載しております。
0:14:22	深山 3 号については天井面にしか開口部がない、壁面にしか開口部がないと、そういったどちらかなので、天井面に開口があれば和室壁面に開口があれば、
0:14:35	隣接バルブ室等を、感知器を兼用するエリアというふうにしております。
0:14:40	高浜 1 号については排気ダクトがないということで、天井と壁面両方に開口があるんですけども、天井面から、
0:14:50	宇和室の方に煙熱が流れていくということで、感知器を兼用するエリアは、宇和室というふうにしております。
0:15:01	高浜 2 号機については、天井部と壁面両方に開口あるんですけども、排気ダクトの位置、
0:15:08	2 が天井面の方が離れているというところで、天井面の方が、排気の影響を受けにくいということで、和室の方から隣接に出ていくというふうに考えております。
0:15:22	21 ページに行きまして、これは高浜 34 号の脱塩塔室フィルター室についてですけども、上の①から⑤の
0:15:35	脱塩シントウ室については壁面のみに開口部があるということで、隣接エリアは、隣接バルブ室等というふうにしております。
0:15:45	⑥から⑩号のフィルター室ですけども、これは天井面と液面両方に開口部ありますけども、壁面の方が、壁面の開口部の方が排気ダクト、
0:15:57	の排気孔の位置より遠いと、離れているということで、排気の影響を受けにくいということで、壁面の開口部の方が排気の影響を受けにくい。
0:16:08	なので隣接よりは、エリアは隣接バルブ室等というふうに整理しています。こういった情報を今回追加してございます。
0:16:18	元に戻りまして、
0:16:21	次、右肩 8 ページですけども、
0:16:25	4 ポツ目開口部の位置を考慮した感知器設計の具体例としてまず高浜発電所 4 号機し再生熱硬化、熱イオン交換機数、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:35	これを代表例としてこれは、壁面開口壁面にのみ開口部があるというエリアの代表でございます。
0:16:43	このグループに属するものとして、M3 美浜 3 号のフィルター室②、深山 3 号のタンク室③、
0:16:54	あと高浜 34 号脱塩塔室の、①から⑤、これが属しているというふうに整理してございます。これは壁面にのみ開口部があるということで、Kmin から、
0:17:07	煙、熱が隣接に流れていって、火災を感知するというそういう設計で考えております。
0:17:15	その右側いきまして、天井面とイケメンの両方に開口部あるというところで、壁面の方が、
0:17:26	排気の影響受けにくい場所ということで、代表の場所として高浜全所 3 号機封水注入フィルタ室というところで設定しております。
0:17:37	類似箇所として高浜 34 号のフィルタースロ⑥から⑮、これの代表というふうにしてございます。これは壁面の方が排気の影響を受けにくいんで、
0:17:49	隣接エリアとして、隣接のバルブ室等に煙熱が流れていって、火災を感知すると、そういうふうに考えております。
0:17:59	次、右肩 9 ページいきまして、天井面と壁面の両方に開口部があるんですけども、天井面の方が排気から離れていて、
0:18:10	排気の影響を受けにくいので、天井面のはい、開口部から煙熱流出というパターンで、代表箇所として高松遠州 2 号機、上流駅、脱塩投資と、
0:18:22	いうものを設定します。これは高浜 2 号機の脱塩塔室①から⑥の代表例として載せてございます。
0:18:31	その右側いきまして高浜発電所 1 号機蒸留水収益脱塩塔室ですけども、ここについては室内に排気ダクトがないと。
0:18:42	ということで、壁面と天井面両方に開口部があるんですけども、通常の換気空調の流れからして、天井面の方から排気されるというそういう設計になってますんで、
0:18:56	火災時においても天井面から、宇和室の方に煙熱が流れるというふうに考えてございます。
0:19:03	その下ですけども天井面のみに開口がある、あるというところで、美浜発電所 3 号機、AB冷却材雑円筒室が該当しますけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:14	これは天井面、飾磨開口部がないということで火災時も、そこから宇和室に煙熱が流れるというふうにし、整理しております。
0:19:25	8 ページから 9 ページにかけてですね、開口部の位置とあと抱く等の排気孔の位置関係から、こういったふうにパターン分けしまして、
0:19:37	各パターンについて実証実験で確認した結果を紐付けてございます。
0:19:43	8 ページの壁面のみに開口部あるというパターンについては 22 ページ、参考 5 の方に、
0:19:53	実験結果を記載しております。
0:19:56	で、壁面、天井面と壁面両方に開口部があるというパターンについては、23 ページと 24 ページに、それぞれ実験結果つけております。
0:20:09	前回からですね実験結果 1 ページ 5 に追加しております、それは、
0:20:18	23 ページ目ですね。
0:20:21	23 ページ目の高松委員所 3 号機ええちゅう封水注水、吸入フィルターで行った実験結果を、今回追加してございます。
0:20:32	追加した理由としては天井面とか液面両方に開口部があるというパターンについて、
0:20:41	一方の天井面、
0:20:46	から出る方しか、実験結果載せておりませんでしたので、今回液面から出るというパターンについても載せるべきというふうに判断しまして、
0:20:57	23 ページの実験結果を追加してございます。
0:21:05	10 ページの方に戻ります。
0:21:10	前回ですね、脱塩塔室フィルター紙の火災発生場所特定と消火方法について、もう少し時系列で、
0:21:20	実施手順がわかりやすくするように、であるとか、あとまずについて本当に説明に必要なものをなのかどうか、よく検討して、
0:21:31	つけるようにとか、あと判例について漏れなく確実につけるよと、多種多様なコメントをいただきましたんで、10 ページ 11 ページ目については全面的に修正しております。
0:21:47	10 ページで、1 ポツ目火災発生場所の特定についてですけども、ここでは美浜 3 号機の AB 冷却材脱塩塔室を例に、
0:21:57	手順を記載しておりますが、まず、中央制御室において当直課長は火災受信機盤により発報を確認する。その次に、当直課長は、
0:22:08	動作した感知器のアドレスからその設置場所を確認する、当直課長は現場確認を当直員以下、現場要員というに指示、専属消防隊に出動を指示する。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:20	次に、当直課長住谷可児は、火災でないと判断できなければ 119 番通報を行う。
0:22:27	現場要員若狭現場までのアクセスルートを確認し、必要に応じてマスク等を装着する。
0:22:33	で、赤文字の部分ですけども、現場要員は、現場、この場合は脱塩塔室の和室になりますけども、
0:22:43	到着後、どの開口部から煙が流れてくるか確認する、煙が見えない場合は、各開口部から炎の有無を目視にて確認することで、火災が発生した雑然としてを特定すると。
0:22:56	ということで、AとBの脱塩塔室ありますけども、どちらの火災かということについてはこの赤文字の部分で判断すると、特定するというふうに考えております。
0:23:10	その次に現場要員は火災発生場所及び現場の状況を中央制御室に連絡する。
0:23:16	当直課長が現場要員初期消火活動を指示する現場要員は初期消火を行うとともに、専属消防隊が到着後火災発生場所及び、
0:23:26	現場の状況を伝達し、消火活動開始を指示するというので、消火については 11 ページ目、次ページで説明いたします。
0:23:37	ここ※書き、※1 という注釈打っておりますけども、脱塩塔室及び和室は可燃物がほとんどありませんので、
0:23:49	煙の充満等で消火活動が困難な場所には該当しないということで、再稼働時から説明してございます。ただ万一、
0:24:00	煙の充満で視野が確保できない場合は、緩和型排煙機、ダクト等の附属資機材含むの使用により、煙を排煙して視野を確保すると。
0:24:11	いうふうに記載をさせていただいております。
0:24:16	写真については和室全景を、まず 8 の方に書いてまして、開口部としては、排気ダクトの貫通部の方に開口があると。
0:24:28	いうのとあと鉄板で、普段押し切られている場所、鉄板を持ち上げたら開口になるというところの、実際の写真をつけております。
0:24:41	レイズならば、断面図をポンチ絵的に書いたものでして、この、これは天井面にのみ開口部があるエリアになってまして、
0:24:51	先ほど申したように、ダクトの貫通部に開口があるのと、出入口と一般の部分が開口になるということで、
0:25:01	宇和室で感知器を設計、感知したところから消火するというふうに考えております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:08	図 9 で図 9 ですけども、感知器等の配置平面図を付けておりますが、ここは脱塩塔室が
0:25:19	困難。
0:25:20	何個も並んでいる場所になってまして、ほとんどの脱塩塔室については、消防法施行規則通りに感知器を設置できる場所なんですけども、
0:25:32	このAとBの全冷却材脱塩塔室、ここの二つについては、放射線量が高くて、排気ダクトにも感知器を設置できない場所と、
0:25:43	ということで、マウスで感知器寄せ感知、感知キーを兼用して、火災を感知すると、そういう設計をしている場所でございます。
0:25:55	で、次 11 ページに行きまして、消火方法について説明させていただきます。まず現場要員及び専属消防隊は現場における火災の状況、並びに、
0:26:08	周辺の消火器または消火栓の位置及びアクセス性を確認し、消火手段を決定するというので、現場の火災規模がかなり大きい場合には、消火栓、
0:26:20	による放水で消火すると、坊や程度の小さな火災であれば、消火器で消火するというので、ここで消火手段を確定すると。
0:26:31	いうふうにしております。その次に、現場要員及び専属消防隊は、消火器の回収、または消火栓のホースを延長し、冷却材脱塩通しの宇和室まで運搬配備すると。
0:26:45	ということで、0、
0:26:50	現場の方ですね、消火器消火栓が設置されている場所、これ図中のまず 13 撮影方向という矢印ありますけども、
0:27:01	ここに消火器消火栓が置いてあります。その上の方にですね宇和室へのタラップと書いてあります、まずけども、約 5 メーターのタラップがありまして、そこを上っていますに入ると。
0:27:14	そういう配置になってございます。
0:27:19	手順の 3 ポツ目ですけども、現場要員及び専属消防隊は和室の排気ダクト開口部から脱塩塔室内に消火器または消火水を紛失し、消火を行う。
0:27:32	合わせてオアシスから脱塩塔室内への出入口となる鉄板の開放作業を実施すると、まず開口部がもともとある。
0:27:42	ダクトの貫通部の方から、消火器消火水を紛失して償還をしまして、並行して鉄板を開放する作業をやるというふうにしております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:53	その次 4 ポツ目で鉄板が開放できた場合は、空間線量当量率を測定し、消火活動可能時間等の評価結果を踏まえ、
0:28:03	その開口部からの消火に切り換え、火災の消火を行うということで、鉄板が開けた場合は、開口部が大きい、まずそっちの方からの、
0:28:14	消火活動に切り替えるというふうにしております。鉄板の開放が困難な場合は、排気ダクト開口部からの消火を継続する。
0:28:23	最後、公設消防隊が、猪到着以降、公設消防隊の指揮下で消火活動を行うというふうにしてございます。
0:28:32	※2 の注釈をつけておりますけども、放送を延長し、というところの、
0:28:41	注釈で、消火栓から複数の消防放送連結することで、放送延長することができるため、火災発生場所の直近で、消火活動を実施することが可能と。
0:28:53	ということで、消火のイメージについて、25 ページ参考 8、
0:28:58	2、資料を追加してございます。
0:29:02	まず左下の写真①ですけども、消火栓からホースを伸ばしまして、これは何本か連結できるホースになってますけども、
0:29:15	まずタップの方にもって、放送を持っていくと、②の方で、タラップの真上の方まで、ホースを伸ばしまして、
0:29:26	写真③電話室に入って、包装を引いていくと、最終的に④の写真で、ダクトの開口部、或いは鉄板の開口部から、
0:29:39	放水をするというそういう流れになります。断面図も付けておりますけども、下の方から棚報として宇和数にホースを持って行って開口部から消火すると。
0:29:53	そういった消火活動を想定してございます。
0:30:01	で、最後 12 ページですけども、全体工程つけております。審査スケジュール等工事工程ということで、本設購入については 4 月 28 日に申請しまして、
0:30:14	12 月で
0:30:18	速やかに認可というふうに想定してございます。工事についてはすべてのプラントにおいて先行着手済みでして、現在も工事を実施している段階と、
0:30:30	ということでございます。経過措置期限については 2024 年 2 月 13 日以降の定期事業者検査終了日までということになっておりますんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:42	現状の定検工程からいくと、この赤の縦棒を引っ張っている日付の部分が、それぞれのプラントの経過措置期限というふうになると考えております。
0:30:56	ここまでには、感知器の増設工事と、検査を完了するというので、現場の方を進めております。
0:31:08	はい。説明以上になります。
0:31:12	はい。
0:31:13	規制庁西内です。まず資料2本系ですけども、
0:31:18	何か規制庁がありますか。
0:31:32	はい。原子力規制庁の植原です。はい。では資料に関して若干ちょっと確認をさせていただきます。
0:31:41	はい。
0:31:41	まず資料2ページ目なんですけれども、はい。
0:31:46	2ページ目の左下ですね換気塔の設置ということで
0:31:53	屋内に準ずる場所は火災の総火災の早期感知に有効な方法で設置と。
0:32:00	あるんですけれども屋内に準ずる場所のうち海水管トレンチに関しては、消防法施行規則に準ずる方法というふうに
0:32:11	してたと思ってまして、
0:32:15	なんか印象としては準ずる方法っていうのはこの早期感知に有効な方法っていうのに何か包含されるような気もするんですけれども。
0:32:25	ちょっとこの書きぶりと、とトレンチエリアの間の設置の考え方についてちょっとはい。
0:32:32	お考えを聞かせていただければと思います。
0:32:37	はい。関西電力吉澤でございます。
0:32:40	屋内に準ずる場所としては今おっしゃられた海水管トレンチと、あと燃料所蔵タンク、
0:32:49	今日郵送共有そうですね、屋外のタンクが該当してまして、トレンチについては、消防法施行規則中にして設置と。
0:33:00	してるんですけども、屋外の埋設のタンクについては、
0:33:06	ちょっと早期に火災が感知できる場所というふうに、基本設計方針では記載してもおまして、ここでエリアごとの詳細はちょっと、
0:33:18	記載しておりませんで、どちらも包含する言い方として、火災の早期感知に有効な方法で設置というふうに記載しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:30	はい。規制庁植原ですはい承知しましたこのパワポ上はそうですね代表的な考え方の方を記載して、
0:33:38	もらっていてその消防法施行規則に準ずるっていう言い方は基本方針。
0:33:45	明日基本基本設計方針ですとか補足の方にはそのまま残されるということですねはい。
0:33:51	はい、関西電力吉田でございますその通りでございます。
0:33:56	はい規制庁ウエハラですはいはい理解いたしました。次のページちょっと見ていただきまして3ページ目ですね。
0:34:04	3ページ目なんですけれども、
0:34:06	要するに放射線が高い場所を含むエリアってこれ全部穂が該当するのじゃないじゃないかなと思ってるんですけれどもちょっとはい。
0:34:17	そうですね。はい。教えていただければと思います。
0:34:25	関西電力熊倉でございます。
0:34:28	こちらの放射線量が高い場所を含むエリアなんですけれども、こちらは
0:34:33	保安規定の下部規定で定めている、区分3と呼ばれているエリアのことを指してございます。
0:34:41	そのうち、2ページ目の方の色は日本の方のような条件が、
0:34:46	あるところに関しては、3ページ目の表で、ホというふうにお示しするようになさせていただきます。
0:34:57	背景長ウエハラです。はい。
0:35:00	わかりましたあと、また同じようなちょっと確認なんですけれども、格納容器ループ室とか月数って、何か市場の東天井エリアにも該当したような気がするんですけども要するにこの中にちょっと、
0:35:15	放射線ループ数とか加圧器室っていうのが入ってくる場所があるんじゃないかなと思ってるんですけどちょっとはい、お考えをお聞かせください。
0:35:29	はい。関西電力吉田でございます。加圧器室については、天井面があるエリアですんで、
0:35:40	ムタか天井には該当しない場所というふうになります。ルート室についてはグレーチングによって、オペフロまでツーツーになってますんで、
0:35:51	そちらの部分は天井時やという整理もできるんですけども、ループ室全体で考えると一部天井がある面もありまして、
0:36:02	その天井面までをループ室というふうに定義して、そのグレーチングで、オペフロまで通水なっている部分は、整理としては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:12	高天井エリアのオペレーティングフロアという、そっち側で整理しております。
0:36:20	はい。規制庁江原です。そうですね上が若干グレーチングになっていたということでそういった点、多賀天井エリア、
0:36:28	というフェリーではなくアノいいということではいアノイデを、いいっていうことをここでは書いてないということではい。
0:36:36	理解いたしました。
0:36:38	はい。
0:36:40	でですね次で7ページ目ですね。はい。
0:36:44	7ページ目見ていただいて、はい。
0:36:51	はい。7ページ目で、これちょっとたまたま単なる日本語の話なんですけれども、この青いところ、
0:36:58	青いハッチングのところ、説明が当初から、
0:37:02	隣接エリアの感知器兼用の設計って書いてあるんですけどこの当初っていうのがちょっとどの時点の意味してるのかっていうのは若干ちょっとわかりにくいかなと思いましたのでこういったような今回の設工認申請の申請時という意味でよろしいですね。
0:37:18	はい。関西電力吉田でございます。申請時という意味で記載しております。
0:37:26	阿部と徳永修正する、される予定は、関西電力吉田です当初というところがわかりにくいというところで設工認申請、
0:37:39	次からというふうに修正させていただきます。
0:37:43	はい。規制庁上原です。はいありがとうございます。はい。
0:37:47	次 11 ページ目。
0:37:50	11 ページ目ちょっと見ていただきたいんですけど、
0:37:55	すみませんこれもまたちょっと本当にしょうもない日本語の話なんですけれども3ポツ目ですね。
0:38:02	3ポツ目の2行目で、
0:38:05	消火器または消火水を紛失してなって、
0:38:10	何か消火器を噴出するというより軟化剤消火剤または消火水を紛失し、
0:38:18	全く
0:38:19	もっと言うと消化器、
0:38:22	の消火剤または、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:26	消火栓からの消火ん何か、ちょっとこの辺は検討いただければと思いますはい。
0:38:32	はい。関西電力吉澤でございます。消火器を噴出するというのはおかしいので、消火剤、消火キーの消火剤とか適切に修正させていただきます。
0:38:50	はい。規制庁上原です。続きまして 19 ページ、アニュラ数の感知器設計なんですけれども、
0:38:59	背弧のニュアンスの下、感知器配置でですね熱感知器に関しては最上部、
0:39:05	を監視できるように設置とありましてこれで最上部にある熱感知器の考え方はわかるんですけれども、その下の方にも赤い
0:39:14	赤く示されている熱感知器がちよくちよくありまして、これっていうのは、おそらく自主設置かなと思うんですけど、これだけ見るとちょっと下の方にある熱感知器っていうのは何で設置されてるんでしたっけってなる可能性がありますので何かちょっと補足いただけると、はいと思います。
0:39:31	はい。関西電力吉澤でございます。最上部にある熱感知器については設計で設置必要というところをつけておりまして、その下にある、
0:39:44	赤丸の熱感知器これはすべて自主設置ですんで、その旨分かるように記載させていただきます。
0:39:51	はい規制庁ウエハラですはいありがとうございます。
0:39:55	はい。次へと、その次のページの 20 ページちょっと見ていただきたいんですけれども。はい。
0:40:01	20 ページ見ていただきまして、
0:40:04	この表の一番右にある感知器を兼用する隣接エリア、
0:40:10	というのがあって何かアイスって書いてある所になんか隣接バルブ椅子等って書いてありましてこの頭がちよつと何を意味するかというのをちょっとはい、教えてください。
0:40:23	はい。関西電力吉澤でございます。ちょっと美浜 3 号機のあの廃液ホールドアップタンク室については、隣接バルブ室Ⅱ、
0:40:34	ではなくて、隣のポンプ室、
0:40:40	通路に相当するような場所であるというところを踏まえて、等という文をつけさしてもらってます。
0:40:50	はい規制庁ウエハラです早野理解いたしましたで。
0:40:54	次のページ見て 21 ページとか見てみますとこれもちょっと全部通ってついていますけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:00	これは隣接バルブ室以外にも何か期待、期待しているエリアがあるからアノ等々をつけているという理解でよろしいでしょうか。
0:41:12	関西電力吉田でございます。ちょっと頭がついて、付ける、つける必要がある場所かどうか、もう一度ちょっと確認さしてもらって、
0:41:22	隣接バルブ室であればアノと削除しますし、ちょっとこちらで修正したいと思えます。
0:41:32	はい、原子力規制庁ウエハラですはいはいありがとうございます。承知いたしましたはい。
0:41:38	あとですねこれ全体的な説明をされる際のイメージなんですけれども、
0:41:44	1 ページ目からずっと説明されていく中で、
0:41:50	参考に、
0:41:52	参考に飛んで説明されるっていうことは予定されてるんでしょうかっていうところで例えばアニュラスですとか、
0:42:01	あと、具体的な障害イメージっていうのを、ちょっと参考に飛んで説明される。
0:42:07	予定はありますか要するにこの参考説明に使われますかっていうのをちょっとはい確認させてください。
0:42:15	はい、関西電力吉田でございますちょっと今日はすべて説明したいということで参考に飛びながら、一通り説明したんですけども、
0:42:26	審査会合の場合では、基本は1 ページから12 ページまで、
0:42:33	一通り説明して、QAとかそういった断面で、参考についても説明というふうに考えております。
0:42:44	はい規制庁の植原です。はい承知いたしました。はい基本、そうですね参考は飲みたい人が、に見てくださるっていうのとあとQAで使うということで。そうですね。はい。
0:42:56	アノという位置付けということでは理解いたしました。はい私から資料2 に関しては以上です。
0:43:07	はい、規制庁西内です。
0:43:10	ちょっとほかに1 回私から同士で確認をさせていただきたいんですけど。
0:43:21	まずさ、右方3 ページ目、先ほど植原が確認したところなんですけど、
0:43:27	あれ、大迫のエリア分類って、
0:43:31	このイロハニ法とリンクしてた。
0:43:35	認識をしてたんですけど、あれ、当初からそういう使うわけ。
0:43:39	使い方でしたっけ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:45	はい。関西電力熊倉でございます。当初から先ほど私の方で説明させていただいた放射線量が高い場所を含むエリアというのは、区分3に分類されるエリアで、
0:43:55	その中で、消防法施行規則通りにつけるのであれば、考慮すべき環境事項はなしとして整理をして、加藤作業員の被ばく関係ですとかそういった考慮事項があるものについては、
0:44:08	この凡例の方というのに該当するとして、設計基準を適用するという、そういったふうに整理をしております、この整理については申請当初から、また大井と大飯とも差異はない。
0:44:20	もうなっております。
0:44:24	規制庁西内です。わかりました。
0:44:30	ちょっと改めてちょっとそういうことであれば改めてなんですけど、
0:44:35	このエリア分類、
0:44:37	説明する必要って何か、どういう意味があるんでしたっけっていうところでして、
0:44:44	いや、
0:44:46	結局、だからイロハニ歩兵色は日本にも何も関係しないわけですね直接的に。
0:44:51	で、かつ、イロハニ砲塔多分ですけど、高天井と水蒸気が多量に滞留するっていうやつと、あとその他は多分リンクしてるんですよ。ただ唯一ここだけリンクしてなくて、逆に何かそういう誤解を生むような気がしていてですね。
0:45:06	今ちょっと、すみません全体まだサーベイしてないですけど、少なくともパワポ上でこのエリア分類説明してる場所ってここだけですよね。
0:45:13	補足説明書の方でも特段目次レベルでも出てこない分類なので、何かこの分類残す意味がどれくらいあるのかなと逆にイロハニ方に沿って整理いただいた方が、
0:45:25	明確なのかなあという気もしていて、沿って整理する必要があるかちょっと置いといてですけど、何かこのエリアで残す必要性が何かもはやあまりないような気がしたのでちょっと
0:45:35	補足全体含めてですけど、整理、触れる必要があるかどうかちょっともう一度再考いただいてもいいのかなと思いましたという、直ちにこれ事実誤認を生みやすくするだけなんじゃないかなというところでちょっと確認です別に

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:48	残しても、さほど影響はないと思うんですけど、ちょっと残す意味は、ここご検討いただければいいのかなと思いましたというのが1点目ですよろしいですか。
0:45:57	はい別にこの場で決めなくても結構です。
0:46:03	この場で決めなくても結構ですのはい。ご検討いただいて残すのであればちゃんと意味を持って残していただいて、逆に誤解を生まないようにちょっとご利用いただければというところが一つ目です。
0:46:16	関西電力熊倉でございます。
0:46:19	拝承いたしました検討させていただきます。
0:46:22	はい。瀬戸ニシウチです。続けて、
0:46:25	5ページ目なんですけど、
0:46:31	ちょっとここは確認をしたくてですね。
0:46:36	1ポツ目の、
0:46:39	変更点で、
0:46:45	ちょっと私の認識なんですけど、ちょっと事実誤認があればちょっと説明も含めて説明いただきたいんですけど。
0:46:52	流動場で有効に火災を感知できる場所っていうのは確かに大井の時のまとめ資料とかに若干残っていたものの、
0:47:00	別にこれ考え方を、大井と、あと美浜高浜で変えたわけではないと私理解していて、
0:47:06	要は別に大飯のときも、最終的にはその煙の流路というか要は現象論を踏まえて、要は発火元の有無ではなくて現象論を踏まえて感知できる場所に設置するという考え方だったわけですよ。
0:47:17	で、おそらく最終的に設置されてる場所が、そういう場所に設置されている感じに期待するっていうそれは結果論だけであって、
0:47:26	その考え方自体は今回も変わらないものと思ってたんですけど。
0:47:32	これこの間この説明をされるとですね何か考え方がそもそも変わりましたというような説明に聞こえたんですけど何か若干私の認識が違いますかね。
0:47:40	関西電力吉澤でございます。
0:47:42	大飯34号は最終的に発火元となりうる設備の直上という文言が残りましたけども、それも含めて煙の流路上で有効に火災を感知できる場所、
0:47:57	というふうに、最終的には認識を合わせて参ったと、ということかと思っています。後続についてその考え方、特に変えた。
0:48:09	ところはございませんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:13	単純に発火原因となりうる設備の直上という文言。
0:48:19	がイデ残ってしまっていたんで、今回、適正化するという範疇のレベル。
0:48:27	かと思ってます。
0:48:29	規制庁西内ですそうですね。私も同じようなニュアンスで受けとめていて、いわゆる適正化の話であって、そこから審査会合で説明するのかっていうところがあると思いますよ。概要資料としてですね、
0:48:44	ていうところがあるので、何かここ0、少なくともこれだけで説明されると、考え方変えましたというふうに聞こえるんですよね。
0:48:52	若干その今まで聞いている説明と違うニュアンスで受け取ってしまったので、
0:48:56	そもそもこの部分を説明する必要があるのかも含めてちょっとご確認いただいた方がいいのかなというところですので、ちょっと改めて、繰り返しですけど、
0:49:06	基本的に置けない場所についてはそういった煙の現象論とか火災の現象も踏まえて、漏れなく確実に火災を感知する方針っていうのが第、前提ですよ。
0:49:17	それを達成するときに、
0:49:20	例えばどれくらいのじゃあとはどれくらいの間隔でおきましょうかとか、その
0:49:25	出た話が多分あると思うんですけどその時に多分そのときの考慮事項。
0:49:29	そして、
0:49:30	どういう場所を選択するかっていうところで現には影があるんだったらそういう場所を優先しておくくらいの、多分そういう考え方残っていると思えばいいんですけど。
0:49:40	要は現象論を踏まえて漏れなく確実にっていうことを考えるときに、幾つか多分選択アノオク選択肢って、基本そのCvのトップ以外は多分幾つかあると思うんですよ。
0:49:49	いくつかあるうちでじゃあどこから優先しておいていこうかというときには8影の上をねらっているっていうのが、優先事項には残っているとは思っていいんですけど。
0:49:59	実際残ってるんですかね。
0:50:02	関西電力吉田でございます。今の断面でいうと、
0:50:09	もう発火原因となる設備の直上というのは、もう念頭に置いてないんですけども、もう現場でもうすでにそういう場所に設置していっていると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:19	いうところもありますんで、そういう場所、
0:50:24	すでに設置した場所、
0:50:26	も考慮して、最終的には消防法施行規則に準じて、床面を網羅できるように必要個数設置すると。
0:50:35	そういう方針で今進めております。
0:50:44	火災対策室の齋藤です。すいません今アノニシウチから、
0:50:52	中身の確認をさせていただいてるところではたCの認識としてはこれまでの話でいくと繰り返しになりますけど、漏れなく確実にと。
0:51:03	いうところが一番重要なところだと思っているんですね。まずそこは間違いないですね。
0:51:11	はい。関西電力吉田ですそこは間違いございません。
0:51:15	はい。火災対策室のサイトウですありがとうございます。その上で、漏れなく確実にやるときに、何を考えながら、漏れなく確実にするという方策をとっているんですかと。
0:51:30	いう話のときに、
0:51:32	煙の流路、ここでか、5 ページで書いてある煙の流動等を考慮しながら、
0:51:41	漏れなく確実に設置してるんですというそういうもれなく確実にの観点を、
0:51:47	具体的な観点の一つとして、こういうものを考えているということの理解ではなかったんですけど。
0:51:58	はい。関西電力吉澤でございますもれなく確実にというところはこちらも大前提として考えておまして、
0:52:09	大いに三、四号の時は、そこで発火元となりうる設備の直上というものも含めて、漏れなく確実にとしてたんですけど、
0:52:20	今回は漏れなく確実にというのは基本的には、消防法で定められた必要な床面積網羅するように、感知器を配置する。
0:52:31	とか、そういったことが、もれなく確実にということに繋がると思いましたんで、グレーチング面ある場所はグレーチング面に、
0:52:43	消防法施行規則に準じてですね、
0:52:48	床目網羅するように、床面或いはグレーチング面を網羅するように、設置することで漏れなく確実に火災を感知、ただし、
0:52:58	廃間いファンとかで、常時換気空調系等による空気の流れがある場所エリアについては、その空気の流れを考慮して、廃棄、
0:53:09	移行付近をも守れないように、設置するということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:17	守れなく確実にということを達成しようとしています。
0:53:22	はい。火災対策室の齋藤ですということで、
0:53:26	もれなく確実にという概念が、ちょっと何か今パッと私も遅れてきてパッと見た限りにおいて、
0:53:36	少し読み取りづらいなというところをですね、今、
0:53:43	確認しましたので、ちょっとそこら辺も含めて、化、表現等について考えていただければと思っています。はい。以上です。
0:53:54	すいません関西電力森です。
0:53:56	これ実はちょっと社内でも、この資料何つけるかっていうのちょっと議論になってですね、ちょっともう一つの案というか、考え方として、
0:54:07	19 ページの参考の 3 みたいなものをぽんとつけた方がいいんじゃないかっていう意見もあったんです。
0:54:15	これ何が言いたいかって言いますと、これ齋藤市長の方から、大井になかったようなエリアについてもきちんと審査してるんだから、それを審査会合猪瀬炉と、
0:54:27	いうコメントを受けてつけてるページなんです。
0:54:30	そういう観点からいきますと、今の 5 ページ目みたいにちょっと考え方というか、切り口変えましてという資料というよりも、
0:54:38	いなかったようなアニュラスエリア。
0:54:41	これについても、ちゃんと漏れなく確実にこのようにつけております考え方一緒ですと。
0:54:47	いうふうなことを締め吸う方が、イメージに合うかなっていう。
0:54:53	もあるんですけどもそれはちょっと違いますかね。
0:55:00	火災対策室の齋藤です。
0:55:04	基本的には 5 ページのところは、設計の考え方として、どのような内容を含んでいるかということだと思ってまして、この 19 ページの参考の 3 っていうのはそうした考え方に基づいて、具体的に、
0:55:20	どのような設計をしたかという事例だと思うんですよね。だから多分、説明の際により丁寧というようなお話であるのであれば、今のお話を聞き、伺っていると。
0:55:33	考え方があって、具体例があるということがより丁寧な話になるのではないのかなとは、今聞いててですね私としてはそのように思うんですけども。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:45	ただ 19 ページは 19 ページのところではグレーチングを置いてないのが幅が狭くて置きようがないからですよって話が入った方がいいかなと思うところはないわけではないんですけども今までの、
0:55:57	お話を伺っててですね、とは思いますがこれはあくまでも位置付けとしては具体例の確認だと思うんですね。で、そののやっぱり考え方っていうのはやっぱり 5 ページのところにある。
0:56:09	漏れなく確実にという考えをきちと、
0:56:12	ご説明いただいたものでその実例がこれですというふうに、
0:56:17	私はとらえていたんですけども、その理解で間違いはないでしょうか。承知しました。そしたら 5 ページ目今ある 5 ページ目をちょっと修正してですね、
0:56:29	漏れなく確実にというメッセージをきちんと伝えるのと、あとは何か多いからなんかさも設計が変わったヤノような、誤解を与えないようなですね、
0:56:39	修正をして、修正をしたいというふうに思います。ありがとうございます。
0:56:52	規制庁西内です。
0:56:57	そうですね。結局さて今のお話して 19 ページの参考 3 をコンコン則本本流側に持ってくるんですけどつけますすいません。
0:57:10	関西電力棚橋です。ちょっと今のお話を総合的に聞きますと、ちょっとまず上の矢じりのところの、1 種類目 2 種類目で書いてあるところはですね、
0:57:20	もう少しこれ、
0:57:21	そもそもの考え方みたいなを書いて、これは変わってませんというご説明になるかと思います。で、
0:57:30	下の表はちょっともうこれやめてしまって、ここにアニュラスの具体例を載せて、
0:57:35	上を踏襲したら、こういうふうになりますよというようなご説明をした方がいいのかなとちょっと我々思ったんですけども、いかがでしょうか。
0:57:45	アハーン規制庁ニシウチです。麻生そうですね。
0:57:49	結局、基本的な考え方って言うてるのって、この右肩 2 ページ目で言うところの、もれなく確実にっていうそこですよ結局、それを達成手段としては具体的にはこうなりましたってそのエリアの説明が来るわけですよ。
0:58:03	それぐらいの構成でいいのかなとは聞いてて思いました後、で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:08	その場でごめんなさいちょっともう一度念のためしっかり確認したいんですけど。
0:58:12	1 ポツ目の、
0:58:14	話は、あれをイトウ関わったと言われても適正化レベルで話であって、何か表現をちょっと見直したぐらいの話ってふうに理解をしていますね。
0:58:25	も、それ、そういうイメージ感で共通はとれてますかね。
0:58:30	関西の棚橋でございます。今の西内さんからお話いただいた通り我々もそういう認識でございます。
0:58:39	その中でですね、規制庁ニシウチですけど、若干冒頭の説明の中で、
0:58:45	ちょっと疑問に感じた部分が、
0:58:48	基本的にはその煙の流れとかそういうその現象を踏まえて、早期に感知できる場所に置きますよと。だからCvのトップの場合で言えば、
0:58:58	柴野天井まで煙が、
0:59:01	到達するような火災規模においては、できるだけ高いところに置きますよってなったわけですよ。一方で、
0:59:08	ちょっと確認したかったのが
0:59:09	煙が天井が届かないような場合に、煙感知器どこで感知するのって言ったら、いわゆる低層の方の件に関して感じるわけですよ。そこにはどういふことを考えて結局置いてるんですけど。
0:59:21	その考慮事項の中で、低層の方のどこかに煙感知器を置きましょうかと、基本は満遍なく要は広がるので、それが多分感覚なのか。
0:59:31	その乾固食う。
0:59:34	その考え方ですよその考え方の中で、いくつか選択肢が出てくるんですけど、その中で8 下限が現にあるんだしたら、その上から優先しておくとかそういう考え方がその次の紙 1 個下のレベル。
0:59:46	の考え方として出てくるのかどうか。
0:59:49	ていうところで、ちょっと気になったのが、
0:59:52	排気来、
0:59:54	排気孔みたいな話をおっしゃったと思うんですけど、はい結構府県にオクと言われると、
0:59:59	さっきのトップに置く考え方若干違うと思ってて、要は、一番出てく最後の部分ですね、置く場所が、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:07	それはその早期に感知っていうふうに言ってそのCvトップの方できるだけ高い場所に置きますよって考え方なんか若干相反してる気がして、
1:00:15	要は一番最初のそのCvトップは漏れなく確実にどうすんのって言った時にいや出てくところで感知しますって言って、いやいやってなって見直し早期に感知するのはどこでどこって話をしたわけですよ。
1:00:26	で、
1:00:27	トップはもうそれで終わってると思うんですけど何か下の方でその排気高にと言われるとなんか若干それが残ってるような気がして、で、
1:00:33	ちょっと気になってるのは資料 4 の、添資料 4 で言うんですね。
1:00:39	ちょっと資料の 4 今改めて見ていてちょっと理解がしきれなかったのもう一度どこかでなんですけど、通し 221 ページ。
1:00:52	通しの 221 ページ。
1:00:55	この図の中で、青丸の方なんですよねまさに今話をいただいてたのって、
1:01:01	は排気孔に向かう煙の流量通り設置と言われると、いわゆるその出口側で感知しますって言うことですよ。
1:01:09	これが要は早期感知っていう話でどう繋がるんでしたっけってところですよ。
1:01:15	煙の現象論を踏まえて、
1:01:18	一番最初にヒットするであろう場所からつけていきますよっていう話の考え方があったように記憶してるんですけど。
1:01:27	というところですよ。で、そこで何か煙の流量上あごめんなさい発火元となる説明の上についてというのが消えることで何かこう考え方が変わってるような感じを受けてしまったんですよ。
1:01:37	だから変わってるか変わってないかっていうところはちょっともう一度改めて、
1:01:41	整理をいただいて、結果パワポには多分載らないっていうことだと思うんですけど、少なくとも補足ベースでの方の説明はちょっと修正が必要なかなと今話を聞いていて感じたんですけど。
1:01:52	よろしいですかね。確認したい点伝わりますか。
1:01:57	はい。関西電力吉田でございます。低層部分については大飯 34 号では、発火元の直上ということで、結構満遍なく
1:02:08	感知器つくようなイメージになって結果的に、低層について漏れなく確実にということが達成されてたんですけども、後続については、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:20	ちょっと考え方を整理しないとちょっと満遍なくというところには行き着かなかったの、今回改めて整理をして、
1:02:31	常時空気が流れているような場所については、最終的には排気機構の方に空気が集まってきますんで、その周囲を、
1:02:41	ブロックするように感知器を置けば、漏れなく確実に感知できるということで、そういうふうに整理して、配置設計しているところです。
1:02:56	規制庁西内ですけど、今の説明だけ聞くとやっぱり考え方が変わっているように僕は聞こえてしまって、ちょっと私の理解でさっき言いますけど、
1:03:05	大井のときは、
1:03:08	いや、今の、
1:03:09	磯田さんの説明だと、大井のときは、まずは加減をねらっておきます。結果的に漏れなく確実にって言われてしまうと、何か入れ子だと思うんですよね。
1:03:18	まず達成しなきゃいけないことは、漏れなく確実なんですよね。だからそれをオクためにどうするかっていうはずなのに、大井の時に8加減をまずねらっておきました。結果的にこれが達成できましたと言われると、何もそれ因果関係ないですよ。
1:03:31	多分ステップが逆な気がしてですね私の理解は、
1:03:35	いや実際上の実績はそうなのかもしれないですけど、基本設計方針との関係で多分入れ子になってしまっていて、
1:03:43	最終的にまた多分、大井のときも当初はそういう説明をいただいてたように僕も記憶していて、最終的にどうなったかという、
1:03:51	火災規模が小の時って、いわゆるその低層の漂うような気モりの流れをしますよねと。だから、低層にある程度満遍なく置かなきゃいけないですよ。
1:04:00	その時に、どういう考え方で置いていきますかって言ったときに、例えばですけど、消防法施行規則上の何メートル置きにっていう考え方もあると思いますし、
1:04:10	あとは満遍なく置くときにまずはその8下限と下限にあるところが優先しておいてって満遍なく置きますよと。
1:04:18	ていう多分考え方の考慮事項の一つには多田は下限はあると思うんですよね。そのステップで漏れなく確実にっていうだけだと思ってたんです。私は、
1:04:28	大井のときの理解はですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:29	まずそこが違うのであればそこから確認をいただいて、今の話でイエス なんであれば、多分それは今回も変わらないわけですよと。
1:04:38	そうなったときには何か、
1:04:41	廃棄孔に向かう煙の流路上に設置しただけはならないとっていて、
1:04:46	今は、今の話の流れだとですね。
1:04:51	なんか若干
1:04:53	考え方と結果が、もうすでに元に違いが出てきているような感覚でちょっ と聞いてしまったので、
1:04:59	適正化なのであればやっぱりその、そこが多分違うのかなあという気は しました。ちょっとうまく資料に表現できてないだけの気もするの で、ちょっと1度ご確認をいただいた上で、
1:05:09	資料修正をいただいて、少なくとも基本設計方針レベルで変更はないの でパワーポイント上その話は多分出てこないのかもしれないですけど 少なくとも補足ベースでまず資料を多分充実が、
1:05:20	あと一部見直しはいただく、いただく必要があるのかなと。
1:05:23	感じたところです。
1:05:26	よろしいですか。はい。関西電力吉田でございますもれなく確実にの考 えについては、西内さん今おっしゃったことで、我々も多いから変更なく やっています。ちょっと廃坑に向かう流動場っていうのは、ちょっと限定 水。
1:05:43	な書き方になってますんで、後程コメント回答資料にも、オペフロの煙の 配置設計について、回答を用意してますんで、そこで改めて、
1:05:55	こちらの考えについて説明させていただきます。
1:05:58	はい。規制庁の移設です。ちょっと後日また後日じゃないあとでコメント 回答を踏まえてちょっとまた具体的に確認できればと思います。
1:06:05	で、ちょっと二つ目の話はちょっと具体的なエリア図で話したいんですけ ど5ページ目のその2ポツ目ですかね。
1:06:11	資料2に戻って資料2の5ページ目2ポツ目天井面は熱だよって話の 部分ですね。
1:06:17	これちょっと19ページの方で確認したいんですけど。
1:06:22	ちょっとごめんなさい、すみませんこれ前回は確かヒアリングで確認して 私がちょっとあまり理解しきれなかった部分だったんですけど、
1:06:28	今まさに天井面は熱だよって言ってるのはまさに一番上トップに置いて る熱の話ですよ。
1:06:37	何でここだけ潜熱になっちゃうんでしたっけっていうところなんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:43	これはどういう説明取り返せばいいんですたっけ。ここだけ熱になるのは、結局この熱の一番上のグレーチング面ねらって監視してるんですよ。
1:06:52	ここも炎でいいんじゃないでしたっけ。要は、
1:06:56	基本的にその感知器を選択する際の優先順位だったと思うんですけど、優先順位の割と上位の方に遊園と無縁の組み合わせを考慮して、要は、
1:07:06	1種類目が煙、
1:07:08	ちょっとくださいね。
1:07:10	UMLの組み合わせを考慮するんだったら、煙と、どっちかでいいんですたっけ。
1:07:14	はい。
1:07:16	煙と熱が煙と炎であればいいんですたっけ。
1:07:20	そっかごめん、ちょっと待ってくださいね。
1:07:22	いや、いいのか。
1:07:24	忘れてくださいって結構ですすみません、ちょっと待ってください。
1:07:31	なんかURとの縁の組み合わせを考慮するんだったら煙と熱か煙と炎の組み合わせであればよくて、煙はもう選択しているので熱家保のオカですと。
1:07:41	下の方は炎でいいんだけど、一番上だけ熱になるのは、
1:07:46	ここはどういう理由でしたっけグレーチング面からの距離ではなくて下からの距離なんです。
1:07:51	関西電力ヨシダですそれについてはアナログ式を優先するということで、熱はアナログ式選べますんで、
1:08:02	それについて、展張面から8メートル未満であれば、そのグレーチング面ならねらうのは、アナログ式の熱でできますんで、その部分だけ熱を選ぶと。
1:08:14	それ以外は炎選ぶと、そういう流れになります。
1:08:19	規制庁西内です。安保さんアナログ式は熱って床面から8メートル以内ですよ。
1:08:24	低層階の方たちは何で選ばれたんですたっけ。アナログ式の熱が選択されなかった理由は何でしたっけ。
1:08:33	はい。関西電力吉沢です。熱をグレーチング面につけても、熱だマリーにはならないので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:44	有効に火災感知できないと、そこは炎で感知する方が、消防法施行規則通りに設置できると。
1:08:54	いうふうに考えてます。逆に天井面に熱であれば、そこは熱だまりになりますんで、そこは熱感知器を設置、できるというふうに考えてます。
1:09:08	わかりました。理解できましたすみませんありがとうございます。
1:09:11	ニュアンスは、先ほどのちょっと確認を含めて多分 5 ページ目が修正になるのかなと思いますのでお願いしますと。
1:09:20	で、続けて、
1:09:30	受けてしまう。
1:09:34	ショウジュ、右方 10 ページ目。
1:09:41	等、
1:09:42	まず、米印に落としてもらった話なんですけど。
1:09:47	11 ページにも書かれている可搬型排煙機の話なんですけど、
1:09:52	いや若干情報量がどんどん大きくなってきたので、ちょっと絞ってもいいのかなという気はしていて結局ここはだから、
1:09:59	参考の話なんですよね。
1:10:02	ちょっと本建な話で触れる必要がどれだけあるのかなと関西電力を持っているか次第なんですけど、
1:10:10	いや、当社のパワーポイントだと、本流の流れで書かれてたんですけど、結局多分これ確認し、先日のヒアリングの事実確認踏まえて確認いただいたら、
1:10:18	結局この位置付けになりましたっていうことであれば、その残す必要がどれぐらいあるんだろうかっていうところでちょっと思ったところなので、ちょっと位置付け踏まえて、
1:10:27	記載の粒度は検討いただいてもいいのかなと、だんだんその文字が増えてきたっていうところもあるので、
1:10:34	そちらの補足説明書の方にはしっかり記載される事項だと思うので、正直その程度でもいいのかなと感じましたというのがまず一つです。
1:10:41	これはご検討いただければ結構すべて残しても構いませんので、
1:10:45	あとは、図 9 のところなんですけど、
1:10:48	ごめんなさい結局凡例を充実いただく話をお願いしたと思うんですが水色の線の凡例がなくて、これそもそもミズタファンでなくてもいいんじゃないかみたいな話をちょっとした記憶もあるんですけど。
1:10:59	水色の線で漏れ感知区画ですよ。
1:11:03	換地計画なのかなこれ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:06	漢字国でもないですね、この水色の。
1:11:10	何でしたっけ。
1:11:15	関西電力大蔵でございます。図 9 の、この青、青のような緑色のような線は、感知区画。
1:11:25	です。ここで、
1:11:28	情報として必要かと言われれば必要ではないものになりますので、削除するのか判例を追加するのか検討させていただきます。
1:11:37	はい。規制庁西内です。そうですね 11 ページの方の図。
1:11:43	の、
1:11:44	例えばまずあれなんですよね 9 ページの図だと、10 ページの図だと構造がわかりづらいんですよねそもそも。
1:11:53	なかなかどういう構造をしているのかがすごいわかりづらくて、もう 11 ページの単純な図の方が、構造もわかって部屋のイメージも写真とかつけてもらうというイメージはわかりやすいんですけど、
1:12:03	いいのかなと思うので、そもそも不要であればやっぱり削除いただくのかなあと思いましたと。
1:12:09	いうところでちょっと必要、まずは、非常に応じて見直していただければなど。
1:12:14	本当に説明必要であれば、残してもらっていいんですけど、その場合は凡例をつけてくださいと、説明費用普通不要であれば、
1:12:21	11 ページの図 10 のような形。
1:12:24	単純な構造躯体図の図面としてあらわしてもらえばそれで十分かなと思いましたと。
1:12:29	いうところでもお願いしてもいいですか。
1:12:32	関西電力熊倉でございます。承知いたしました。
1:12:36	はい。ありがとうございますで 11 ページの左下の可搬型範囲の話はさっきお話した話ですね。そこまで説明の本流に必要なのかっていうのは、片電力の中で位置付け再確認して、必要に応じて残していただければと思いますと。
1:12:50	今年で一番後ろの 25 ページ目。
1:12:54	なんか、
1:12:56	むしろこれだけでもいいかなという気もしていですね。
1:12:59	何かもちろん一番左上のこの図とかすごいイメージがわかりやすかったというのが正直あって、そこら辺は何で使って説明するのかお任せしますが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:07	ここでの的には何かすごいこれわかりやすいなと思ったっていうところでお伝えした感想としてお伝えしておきます。
1:13:14	で、
1:13:17	ちょっとすみません若干戻って 10 ページ目ですねすみません。
1:13:20	ちょっと。
1:13:25	10 ページ目の、この赤字の 5 ポツ目ですけど、
1:13:29	衛藤。
1:13:30	煙が見えない場合はっていうところほんの目視でって話があるんですけど。
1:13:37	これって感知器の作動温度って何度くらいになるんでしたっけ熱感知器の方の。
1:13:54	関西電力熊倉でございます。こちら発電所の方確認できますでしょうか。
1:14:01	はい。深山発電所の鍛冶でございます。感知器の動作温度は 75 度と なっております。以上です。
1:14:09	はい。規制庁西内ですも。
1:14:11	そもそももうんですけど、
1:14:15	その状態ってあれ人が入る前提で考えてらっしゃるんでしたっけ。
1:14:22	そういう場合って、
1:14:25	もちろんその部屋全体が 75° ってわけじゃないと思いますけど、どへ人が 入る場所ってどういうふうにもまず考えてらっしゃるんでしたっけ。
1:14:37	あれですね部屋の単純に広さとか踏まえて、何かどこまで熱が上がる のかっていうのを考慮して考えてらっしゃるんでしたっけ。
1:14:44	ちょっとそもそものところで申し訳ないんですけど。
1:14:50	美浜発電所の話でございます。ちょっと詳細はまた確認させていただきます けれども、
1:14:57	館員昇格等もございまして、初期消火であっても、そういう小学校を 用いて、こういったところには消火に臨むこととなりますので、
1:15:09	それを踏まえた温度に対しては、対応できるというふうにご 考えてございます。
1:15:15	規制庁西内ですわかりました。あとは、なんかも目視で確認するって いう部分なんですけど、
1:15:21	何か正直、
1:15:25	18 ですかね多分目視で確認できればしよって、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:29	何か、どこまで確認できるんだろうという感覚を持ったんっていうのが正直なところなんですけど。
1:15:35	これ、
1:15:36	て、
1:15:39	その斜めから見れば何か部屋全体が軽く見えるくらいの間隔なんですかね。
1:15:45	少なくとも炎の有無を確認できるような開口部だと思えばいい、そういう理解でいいんですかね。
1:15:54	美浜発電所の林でございます。
1:15:56	藤歩道に関しましては、直接炎が見えなくてもこの部屋の中というのは通常暗い状況でございますので、覗き込んで光が漏れ出てるような反射孔とかも含めて、
1:16:09	そういったところで見ればわかるというふうに考えてございます。以上です。
1:16:14	アンケートに切ですわかりました。
1:16:18	わかりました。もうこれ、ちなみになんですけど、何かどこまで特性をするのかっていうところもあると思うんですけど。いや、結局こっつて二つだけなんですよね。要は
1:16:30	それ以外の脱塩室はその雑に室内にも感知器があって、多分、だから脱塩室内の感知器ともしかしてこの和室が同時にヒットしてるかもしれないですけど、
1:16:39	和室だけがヒットしてるのであれば、基本的には、脱塩と当該の脱塩として二つ、冷却材の脱塩として二つが該当するわけですよ。
1:16:49	多分そもそもですけど、二つまとめて消火する的な考え方はあまりないってことですか。
1:16:57	いや、その特定をどこまでっていうところはあって、
1:17:01	実際この中って別に消化しても、何かしら機器に影響を与えるようなものはないですよ。所消火活動によって、何かどこまで特定にこだわるのかなっていう気をだけちょっと気になったということです。
1:17:17	深山発電所の林でございます。
1:17:19	実像としてはおっしゃる通りでございます、もちろん消火器を持ってきて消火剤とかもできるだけ効率的に効果的に使いたいということで、
1:17:29	簡単に特定できる状態ならそれをやりますし、それよりも両方含めて消火活動した方が早いという判断になれば、もうそこは満遍なく吹きつけたりすると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:41	ということになると考えてございます。以上です。
1:17:45	はい。規制庁西内ですわかりました。
1:17:49	今お聞きした話だけ聞くと、何か特定にどれだけ意味があるのかなって いう気がまず若干しちやいましたということですね。
1:17:55	基本的な思想としては特定して限定してやりますというのあるものの、 原子炉安全の話の踏まえれば、特定できが困難であれば、もうまとめて やりますっていうそれだけなんですよね。
1:18:07	であればそこだけ書けばもはやいいのかなっていう気もしますし、何が
1:18:14	実際考えてるか次第かなと思いますけど、
1:18:18	基本はだから
1:18:21	この会、
1:18:23	目視だ煙とか熱とかの状況を目視でまずは確認するですよね。嘘それ だけですよねまずは。
1:18:30	で確認できなければもうまとめてやりますよっていうそれだけってこと ですね。
1:18:40	深山天翔ハヤシでございます。
1:18:43	基本的はおっしゃる通りでございます、あわせて、廃園した方が効果 的だと判断すればそういったこともございますという状況で、
1:18:52	基本的にはニシウチイシイさんのおっしゃる通りかとは思いますが。以上。
1:18:57	衛藤。
1:18:58	状況は理解しました。
1:19:00	なので、あとは何をどう表現するかだけの問題だと思うので、そこは適 切な表現直せばそれで結構かなと思います。よろしくお願ひします。
1:19:10	はい。あとは 12 ページのちょっとスケジュール化のところですけど、
1:19:16	衛藤。
1:19:18	ここはすいません最初から書いてあるワードだと思うんですけど現在審 査いただいている感知器増設については先行着手済みであるって書いて あるじゃないですか。
1:19:26	いや
1:19:28	内野委員か伊井のところ、基準改正時に一応整理をされていて、
1:19:34	その基準改正の施行前から着手している工事は、それはもう続けて結 構ですよって話はあると思うんです。
1:19:41	と言いつつも、何かこれだけ書かれると、世間一般的に見たときに、今 じゃ何を審査してるのっていう話にしか見えないので、ちょっとこれを書く のであれば、ちょっとそういう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:52	限定はかかっているよと。
1:19:54	というのが注釈とかでもわかれば結構ですし、そもそも今、2 回目の一応これ審査会合なので、もういるかなっていうところも含めてですね、ちょっと情報量は精査をいただければ結構かなと思います。
1:20:07	基本模索ってもいいのかなと思いましたというところですね。はい。
1:20:15	あと一番ちょっとすいません最初に戻っていただいて、最後ですけど 1 右肩 1 ページ目。
1:20:20	のところですよ。
1:20:22	衛藤。
1:20:24	対応のところですけど、
1:20:28	コメントNo. 1 の対応の部分なんですけど、
1:20:31	なお、補足説明資料についてはっていうのが 2 ポツ目で書いて書かれていて、
1:20:36	これって、
1:20:38	最終的、まずいらないと思ってますっていうところが入っていくんですけど、そもそもですけど、最終的なまとめ資料って、最終的な補足説明資料ってこういうふうに作成するんですけどつけと途中過程はこうしますと、たださ、最後こうするんですけどつけ。
1:21:10	関西電力予想です。
1:21:12	正直、ちょっとこちらは大飯 34 号の採用。
1:21:17	赤字で残す方がいいのか、全部黒くするのかっていうのをちょっと、どちらの方がいいかなど。本来であれば黒くして、提出、
1:21:29	する方がいいのかなとは思ったんですけども、審査のやりやすさっていうか、そういう観点からいくと、災害間ってなっていた方が、
1:21:40	もしかしたら都合がいいのかなという気もしまして、
1:21:45	頭規制庁ニシウチですけど、確かすみません一番最小、一番最初というか審査再開してから、
1:21:52	んときに一番最初にちょっと話した記憶もあって結局最後どうしたか若干私の記憶が曖昧なんですけど、
1:21:57	少なくとも途中過程では、
1:22:00	あった方が明確ですよっていう話はしていて、
1:22:03	最後は武小数っていうような話をしてたやに記憶してたんですけど、
1:22:11	別に溶け込ま層が溶け込ま様以下、どっちにしてもちゃんと高浜ハヤシ美浜としての設計を説明している資料には違いがないので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:23	あとは、関西電力側の判断でも結構かなと思いますけども、もうあくまで補足説明資料でしかないので、
1:22:31	ちょっとその状況はちょっとまず御ご確認いただいて、
1:22:36	対応いただければと思うんですけど、少なくともこの審査会合資料の概要の一番最初の対応の部分で、このなお書きはもういいかなと。
1:22:46	逆にこのパワポ上で、そういう補足説明資料の構成の説明いただくんであれば残してもいいですけどそんなことまで求めるつもりはないので、2ポツ目を良くて
1:22:56	説明は1ポツ目のあれですね火災防護の説明書及び補足説明資料にも反映するくらい、そこに補足説明書に入れるか入れないかくらい。
1:23:04	別にそもそも補足も含めて書かなくても結構だと思いますしこれはお任せしますが、
1:23:11	2ポツはちょっとそもそもいらなかなあと思ったのが一つと。
1:23:15	あとナンバー2のコメント内容ですけど、
1:23:18	これ齊藤室長の
1:23:21	コメントだと思いますけど、
1:23:22	大井の考え方をきちんと説明した上でっていうのは、
1:23:27	これはあくまで何て言うんですかね、再度認可したものを再度説明性というよりかはちゃんと認識した上でっていうことだけだと思うですよね。
1:23:37	別にその多い。
1:23:38	から、もう一度説明して、改めてどうだっていうふうに説明しろっていうことまで求めている認識ではないのですみません齊藤市長もし何か補足があれば言っていただければと思います。そういうことではなく、あくまでちゃんと認識して、
1:23:50	差異があるんだったらちゃんとそこを説明してそれだけだと思いますので、認識し、すべて認識くらいなのかなと思います。
1:23:58	火災対策室の齋藤です。今西内からお話あった、
1:24:02	ことそのものなんですけど、基本的にはいや、もともと私がこの発言をした趣旨としては、大井で認められているから、だからそのままいいんですよっていう説明の仕方をしては駄目ですよっていうことを申し上げただけであって、
1:24:18	あくまでも多い技術的な検討したことを踏まえて、それがいつでも説明できるような話で、
1:24:26	きちっと論理を構成してくださいねという趣旨なので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:30	説明資料としては、基本的にはページナンバーとしては、すべてだと思ってるんですねこの部分については、この部分をあえて書き出していただけるのであればですね。
1:24:43	そこだけ誤解なきようお願いできればと思っております。以上です。
1:24:49	はい。規制庁西内ですけどなぜコメント内容としては、ちょっともしかしたらこういうふう発言をしたかもしれないですけど趣旨としてはそういう趣旨なので、踏まえた上でくらいですかね。
1:24:59	なんかなのかなとは思いますが。
1:25:02	今法律的な審査とか審査プロセスの話も出てますけど、別にその再度説明するなんていうことを求めるつもりもないということで一応ここは認識の統一を図っておければと思います。
1:25:13	あとは、これは若干趣味ですけど、ナンバー3の、
1:25:17	資料に落とし込むことっていうのは
1:25:21	反映することとか説明することとかそれくらいですかねこれは若干趣味的ですか。
1:25:27	はい。
1:25:29	説明することはそもそもせ設置できない理由を説明することくらいですかね。
1:25:38	はい。
1:25:39	衛藤。パワポベースで私が気になったのは、
1:25:44	まずそれくらいです。
1:25:47	あとすみませんちよつともう1点だけすみません。
1:25:53	藤。
1:25:58	右ことでいう。
1:26:01	と。
1:26:06	右肩の8ページ目ですかね。
1:26:15	事故と8ページ目のう。
1:26:18	右の図のふーん水注入フィルター室の部分ですけど、
1:26:22	ここ、
1:26:24	実証試験も最後やってもらってると思うんですけど、
1:26:30	青い矢印あるじゃないですか。
1:26:33	凡例としては休憩の流れですかね。
1:26:36	この
1:26:37	バルブ、隣接なバルブ室側から休憩をしていて、休憩が継続している状態でも、こっち側に流れていくっていう理解でよかったんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:48	23 ページ目のその現地検証の試験の結果を見ると、
1:26:52	その背景は、
1:26:55	運転中って書いてあって、救急系に触れられてなくて、
1:26:58	この排気ファンの運転状況運転中っていうのこれ救急も含めてってそういう理解をすればいいんですかね。
1:27:13	関西電力のミイです。救急も含めて建屋内の空調が動いているという前提のもとです。以上です。
1:27:24	規制庁西内です理解しますと、
1:27:27	だから、あれですね 9、
1:27:29	キーに打ち勝って、
1:27:31	そっち側にも行くよってそういうことなんですか。
1:27:35	端的に言うと、
1:27:36	打ち勝ってっていうレベルの多分流量じゃないってそれだけなんですかね。
1:27:41	関西電力のミイです。その通りで、この辺は個別ごとに吸気というのがあるわけではないので、建屋全体の吸気ファンは動いている状態で、
1:27:54	次実証試験を実施しているということです。
1:28:03	なんか、規制庁ニシウチですけど単純にこの図を見たときに、
1:28:09	ここの 8 ページの図だけ見たときにですよ。
1:28:12	なんか、いくのかなって思っちゃうっていうそれだけなんですよ。
1:28:16	で、
1:28:17	他の火災発生時は、
1:28:19	そもそも要は所双方が存在しているような流れじゃなくて、そもそも休憩の流れは一応あるものも出ていだけなんですってそういうふうに理解すればいいんですかね。
1:28:29	関西電力の竹田でございます。今回行いました検証試験では、スモークマシン等説明しておりますけども、煙を発生させるだけの試験となっております。実際の火災が発生した場合におきましては、
1:28:42	当然、温度等の上昇もございまして、より外側に出やすく抜けていく側に働くという考えでございまして、保守的に見ましても、煙ネットは外に出ていくというふうに我々は評価してございます。以上です。規制庁西内です。理解しましたで。
1:28:59	実際実証試験もやってその条件でやっているっていうことなので、それでもう十分なんですけど。
1:29:04	はい。要は、何か共存するんですかねこの流れって、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:08	何かこの図だけ見ると、吸気していったさらにこちらの中にもあってっていう図に見えるんですけど多分そうじゃないんですよね。でも火災発生時は、
1:29:16	要は共存してるわけじゃなくて通常時はこういう吸気で、火災発生時はこういうふうに出ますよってそういうそれだけなんですかね。
1:29:29	関西電力の竹田でございます。火災の規模にもよると思うんですけども、火災が大きくなっていけば、当然排気側の方が優位になってくると、出て行く方が優位になってくるという考えでございます。
1:29:45	はい規制庁西内ですわかりましたそんなに綺麗にいえなんていうんすかね片方で目に見える話ではないと思うのでとりあえず状況は理解しますとちょっと
1:29:55	用語の統一感だけなんですけど、
1:29:58	吸気の方もちゃんとと要は、同じ条件だよってということだけわかるようにちょっと明確にしておいていただければと思いますよろしくお願いします。
1:30:07	関西電力竹田でございます承知いたしました。
1:30:11	で、すみません私から最後です。すいません。参考の 20 ページ目と 21 ページ目ですね。
1:30:19	先ほど上間の方から、
1:30:22	隣接バルブ室等の等って何ですかって話を確認してたと思うんですけど、そもそもですけど、
1:30:29	表で説明したいのって、
1:30:31	要は、上か隣の部屋かのどっちかだけですよ。であれば、そそういう凡例に直してもらえばそれで結構なのかなっていう気もしました。
1:30:40	では別にバルブ椅子っていうその具体的な名称に何かしら意味があるわけではなくて、要は壁面に開口部があるから壁面の要は隣の隣接側でありますよ、上にあるから詳しくやりますよってそれだけは多分説明したい表だと思しますので、
1:30:52	ただその頭をどうこうって話ではなくて、そもそも説明したい内容を踏まえて、表現をとって、選んでもらえればそれで結構かなというふうに理解しましたのでそこは
1:31:03	ご検討いただければと思います。
1:31:06	はい。
1:31:08	はい。私からは 1000 パフォ以上ですけど規制庁側から他に何か追加でありますか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:16	火災対策室のサイトウですちょっと本質論ではないのかもしないんですけど 10 ページのところ
1:31:26	脱塩塔室とフィルタ室の火災発生場所特定と消火方法についてというところで、
1:31:34	アナログ式の、
1:31:38	受信機の取り扱いの仕方について少し誤解されてないかなと思ってるところがあってちょっと念のため教えていただきたいんですけど。
1:31:47	一番の火災発生場所の特定についてというところで、上から三つ目の黒丸、当直課長は速やかに火災でないと判断できなければ 119 番通報を行うって書いてあるんですけれども、
1:32:03	これって何を指しているんでしょうかというのが、すみませんちょっと私にはよくわからなくて、というのもアナログシキイのものであれば、
1:32:13	基本的には、
1:32:17	何分かトレンドがパッと出てきてそれで誤作動が誤作動でないかというのは、基本的にはできるはずはできるんですよね。
1:32:28	そうでなければ故障してれば多分故障信号かなんかが多分出てると思うんですよね。
1:32:34	なんで多分
1:32:36	専属の消防隊に出動指示させるような話であれば、おそらくこの、速やかに火災でないと判断をおそらくしてないから専属の消防隊に出している、行かせてるので、
1:32:48	そのまま前のポツと合わせて手動指示しあわせて公設消防に対して 119 番通報を行うで何か済むような気がするんですけれども実際にこの、
1:33:00	速やかに火災でないと判断できなければっていう言い方が、これがちょっとすみません何を意味されてるのかを教えてくださいてもいいですかそんなに大したことはないってのはそういう理由です。
1:33:15	はい。関西電力の竹田でございます。速やかに火災でないと判断できなければというところは、まず現地確認をまず行うといったところになるんですけれども、
1:33:26	衛藤作業等で、
1:33:31	誤報であったりとかっていった現場ですので可能性もございますので、そういったところもあるかと考えております。補足ありましたら美浜発電所の方からお願いいたします。
1:33:46	関西電力の林でございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:48	基本的に今武田が申しました通り、現場状況っていうのは、簡易に確認できて、それで火災でないと判断するっていう、
1:33:57	ことで書かせていただいていたございました。
1:34:00	あとおっしゃる通り実際アナログデータを見て、仙北、ちょっと順番が前後する可能性がございますけども専属消防隊の主出動の指示であるとか 119 番通報っていうのは、
1:34:11	ほぼほぼ同時勤務やるような話なのかなというふうには認識してございます。以上です。
1:34:17	すいません監査委員の棚橋です。ちょっと
1:34:21	趣旨から離れちゃうかもしれないですけど、ここちょっと現場の運用ルールみたいなものになってるんで、
1:34:28	考え方としては市長がおっしゃったような、
1:34:31	形で全然問題ないと思いますんで、ちょっと記載ぶり考えたいと思います。
1:34:38	火災対策室の齋藤です。
1:34:42	要は、何を申し上げたかったかっていうとアナログ式を求めている理由っていうのは火災防護審査基準では、誤作動防止するためなんですよ。実際には
1:34:52	多分時系列から考えると、アナログ式のものが出てきてトレンドで急激な温度または煙の上昇があれば、基本的にはまず火災だと思って動いての残りで、実際現場に行ってみて今おっしゃるように現場に行ってみて火災でないと。
1:35:08	いう話が確認できたという話であればこれは、
1:35:12	何らかの理由で、
1:35:16	発行しましたという話で火災ではありませんでしたという報告をしつつ現場で確認を、公設消防の確認をするという形に多分なると思っているのです。そのためにこの火災であるかないかを判断するための、
1:35:30	アナログ式だと思ってたので、すいませんけども、ちょっと
1:35:37	本当本論にはアノた影響は一切与えないんですけども少し
1:35:41	そういった火災防護審査基準上の趣旨もですね少しご理解いただいた上でですね、適切 2、対応いただければと思っておりますのでよろしくお願いたします。私は今お話を聞いててとりあえず
1:35:56	ちょっと火災防護審査基準の考え方と少しずれてねえかなと思ったのはすいませんここだけです。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:06	はい。はい。規制庁西内です。他に規制庁側から何かありますかPowerPointベースですけど。
1:36:15	尾藤審査部門の奥でございます。表現ぶりに関する事で3点ほど、
1:36:20	ご提案させていただきたいと思います。まず3ページ、右肩3ページですけども、
1:36:25	はい。
1:36:26	こちら先ほど石崎の方から、残す必要があるかどうか、検討させていただきたいというお話もあったところですけども、この表の中でからここまでこう書いていただいていると思うんですが、
1:36:36	これ、この3ページの中にはこれから方って何かっていうのは特に記載がない、ありませんのでそう意味では前の2ページのところに伊香保って書いてあると思うんですが、2ページに示したとかちょっとそういう2ページの参照をつけていただくか、
1:36:51	残す場合はわかりやすくなるかなと思いました。
1:36:54	はい。それが一つ目です。
1:36:56	2点目ですけども、
1:36:59	6ページを、
1:37:03	で、えっとですねちょっとこれ、最初にですね右肩の1ページからですけどもナンバーツーのところの対応。
1:37:11	を見てみると大飯34号機との差異について説明するというふうに書いていただいている、
1:37:17	その上で5ページ、将来がその差を板井号機との設計との差異についてというふうに書いていただいている一方、
1:37:23	この6ページの方に若生正井についてっていうところが明確には出てこない。1ポツのそのエリアの環境条件のところ記載はいただいていると思うんですけども共済っていう、
1:37:33	エリアの環境条件の差異とかそういうのをちょっと少し、よりわかりやすく書き込んでいた方がいいのかなというふうに思いました。はい。
1:37:41	での2点目です。
1:37:42	3点目、これ非常に
1:37:45	ササキなったんですが10ページから10ページですけども、
1:37:53	図の7なんですけども、これは単純に他の、同じような図ですと上の方には聞くというふうに書いていただいているんですが詳しくありませんので、書き込んでいただければいいと思いました。はい。私から以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:16	関西電力の竹田でございます。今あります 3 点のコメントにつきまして、承知いたしました。適正に資料の方に反映させていただきます。
1:38:27	はい、決得ですよろしくお願いいたします。
1:38:31	はい規制庁西内ですほかにパーフォベース規制庁側から何かありますか。
1:38:37	よろしいですか。
1:38:39	はい。
1:38:40	パワーポイントは修正をいただいて、また、介護までにご提出等の方をお願いします。
1:38:49	概ね修正内容は多分明確になっていると思いますので、再度なんかパワーポイントベースでヒアリングは不要かと思いますが、はい。反映の方をお願いします。
1:38:59	続けてコメント管理表の方ですかね。
1:39:04	少々お待ちください。
1:39:11	はい。続けてコメント管理表の方ですけど、ちょっと今日一通り流したいものの、多分 1 個 1 個、
1:39:19	うん。
1:39:20	すべてご説明いただいて、こっちで確認してやっていくと多分時間的にもなかなか収まっていけないのでちょっと効率的に進めていければなと思いますけど。
1:39:34	当初このちょっとと内容、内容がありそうなところを中心にまず拾って行って、その上で、
1:39:43	時間があればちょっと残ってる部分もって感じで進めたいんですけど、そういう意味でちょっとコメントNo.のアノカシマ資料No.7 から 1 個 1 個ちょっと、
1:39:53	確認をしていきますけど。
1:40:04	受信機盤混練は、
1:40:12	ちょっと受信基盤関連は一度置いときますか。
1:40:17	ちょっと 1 度飛ばして、
1:40:21	No.12-1 と 12-2 ですかねここは
1:40:26	多分今回始めてなのかなっていう部分もあるのでちょっと 12-1 と 12-2 は一度簡単にご説明をお願いしたいなと思いますけども、よろしいですか。
1:40:44	関西電力熊倉でございますコメントNo.12-1。
1:40:48	火災区域及び火災区画を変更しても火災の影響軽減に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:52	影響を与えないことを説明すること、12-2、火災区域及び火災区画の設定の考え方と今回、
1:40:58	見直しに至った経緯を再度整理し記載を修正すること、また過去資料をベースに、
1:41:03	変更箇所を明示して説明することということで、こちらについてのコメント回答は資料3をお願いいたします。
1:41:12	資料3の右下109ページをお願いいたします。
1:41:25	こちらについて、コメントNo.12-112-2をまとめて、コメント回答資料としてお示ししてございます。
1:41:36	まず初めに109ページ。
1:41:39	2、四角囲みで、三つ四角を記載しておりますけども、
1:41:44	こちらについては火災区域及び火災区画の設定についての考え方を一番上から設置許可の本部、真ん中が既工認、一番下が、本申請の基本設計方針に、
1:41:56	記載しているものを抜粋しているものでございます。
1:42:00	火災区域は、
1:42:02	排気により囲まれ他の区域と分離されている区域を火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設並びに付加壁の配置、系統分離を考慮して火災区域として設定するというのが、
1:42:14	火災区域の考え方でございます。
1:42:17	また火災区画は系統分離の状況及び壁の配置状況並びに、設計基準タイ事故等対処設備と重大事故等対処施設の配置に応じて分割すると。
1:42:27	この考え方については許可から変更しているものではございません。また本申請についても、既工認からその考え方に変更はございません。
1:42:37	とまず前提としてそれを踏まえた上で次のページ110ページをお願いいたします。
1:42:42	110ページからは、美浜3号機の脱塩塔のワースを含む火災区画、こちらの
1:42:51	変更についてを記載してございます。対象となりますのは第17-1図、こちらで黄色いハッチングをしている部分が、明日になってございます。
1:43:03	まず、脱塩塔は火災区画の設定ですけれども美浜3号機と、
1:43:07	既工認、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:09	美浜 3 号機の既工認と、高浜発電所 1 府他号機の既工認とで、設定が異なっております。具体的に言いますと、美浜 3 号機の既工認において、和室は、
1:43:21	脱塩ちょっと別の火災区画として設定しておりますが、高浜 1 二子につきましては、
1:43:26	打線通して、
1:43:28	失礼しました初期消火活動を実施することも考慮した上で同一の火災区画として設定しております。
1:43:34	美浜発電所 3 号機のガスは、どちらの火災区画にも設定することが可能でございますので、当初エリアにおける火災区画の設計を統一する方が、弊社のプラントとして、
1:43:45	適切であるというふうに考えてございますので、今回見直すこととしてございます。
1:43:50	次のページ 111 ページをお願いいたします。
1:43:55	まず一つ目の段落でございますが、今回、火災区画を見直すことによって火災の影響評価、
1:44:04	ですねこちらの総発熱量であったり床面積が変わりますので、一部変更が生じますので、そちらについては今後、管理運用の方で適切に反映していくこととしてございます。
1:44:18	で、二つ目の段落からですけれども、
1:44:21	この変更に伴って、それが本当に適切であるのかということを確認するというので、一番最初にご説明しました火災区画の定義、
1:44:32	その中で、系統分離の状況であったり壁の配置状況であったり、SAP、戸主これらの設備の配置状況、こういったものが、こういったです。
1:44:43	整理になるのかということ、第 17-1 表の方でお示してございます。
1:44:48	一番左側は室を除いた笠井国、真ん中が宇和室の部分、一番右が
1:44:55	今回火災区画を統合するというのでその統合先の部分。
1:45:00	を示しておりますが、
1:45:02	Watts、
1:45:03	こちらのNと連携のケーブルのみが敷設されと。
1:45:06	おまして系統分離は、不要、
1:45:09	といったところになってございます。
1:45:11	また壁の配置状況としましては、
1:45:14	他のところと、コンクリート壁によって分離されている状況となっております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:19	で、Ss施設、また、デービー施設、こういったものは配置されていない状況となっております。
1:45:26	このような状況を踏まえると、この宇和すというところを、もともと火災区画、元の火災区画と一緒に火災区画にするのか、
1:45:36	今回変更をかけたところにくっつけるのか、どういうふうにしても、
1:45:43	基本設計方針とは整合しているというふうに考えてございます。
1:45:48	そのため、火災区画を変更しても、特に問題はないというふうに判断しまして、今回変更したいというふうに考えてございます。
1:45:58	で、112 ページと 113 ページに、先ほどお伝えしました火災区画の火災影響評価結果というのを参考にお示してございます。
1:46:09	続きまして 114 ページ、お願いします。
1:46:12	ここからは、上屋。
1:46:16	の部分の火災区画についてご説明いたします。
1:46:20	で、対象となる上屋は、第 17-2 図と第 17-3 図、こちらに黄色ハッチングでお示してございます。
1:46:29	換気空調設備の親ですけれども、大飯 34 号においては、火災区域及び火災区画の対象外というふうに整理してございます。
1:46:37	一方美浜 3 号機、
1:46:39	高浜 34 号機においては、一部を火災区域及び火災区画として、既工認で設定してございます。まずこの点が異なっております。
1:46:50	合意 34 号機につきましては、上屋には、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設というのが設置されておらず、
1:46:59	このことをご説明させていただいて、
1:47:03	認可として認可をいただくことができました。
1:47:07	これを踏まえて、たく、美浜 3 号機、高浜 34 号機の上屋についても同様に、このような機器が設置されていないことを確認した上で、変更していきたいというふうに考えてございます。
1:47:20	先ほどと同じように、
1:47:22	火災区画の定義を踏まえた上で、対象となる火災区域及び火災区画の状況というのを、
1:47:28	第 17-4 表と第 17-5 表にお示してございます。
1:47:38	変更に係るご説明については以上で、
1:47:41	この後添付 17-1 から添付 17-3 までには、補足説明資料におつけするものを、
1:47:49	添付してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:51	説明については以上です。
1:47:57	規制庁西内です。
1:48:01	と、
1:48:03	ちょっと確認なんですけど、どう。
1:48:08	脱塩塔室の和室は、
1:48:12	小山さんに火災区画を変更してるわけですよね。
1:48:19	区画を変更して、うん。うんそうですね変更していて、
1:48:28	どう詰めてくださいね。
1:48:30	どこまでいい。
1:48:36	等 17 の 4 章と、
1:48:40	17-5 表の方、これは衛藤。
1:48:44	すいません。
1:48:46	要は火災区画から除くだけでしたっけ。
1:48:51	複数の火災区画で何か統合したいとかそういう変更ではなくてこれ除くだけでいいんでしたっけ。はい。関西電力熊倉でございます。第 17-4 表と第 17-5 表でお示ししているわやですけども、こちらは火災、
1:49:04	区画として設定されているものを、対象外、どっち、どっかに吸収させるとかそういうわけではなくて外す、ただ外すような、
1:49:12	ものになってございます。
1:49:15	規制庁西内です。そうそうですねであれば、ちょっとまだ説明すべき内容は多分異なってくると思っていて、除くだけであれば、要はそこが区画境界でいいんだよねってそれだけですよ。で、
1:49:27	後もう一つは、すいません 17-4 棟、17-5 って、こうやっていわゆるうそ、一番外側の火災区域、かつ、火災区画境界になってる部分って理解でよかったですよ。
1:49:41	はい。関西電力熊倉でございます。ご認識の通りでございます。そうですよね。なので、そういう意味で言うと、
1:49:48	要は、単純に後ろの二つ、17-4 表と 17-5 表は、
1:49:54	外側のまず区域境界が、下はちょっと減りますよというか、ちょっと変わりますよって話とあわせ区画境界も変わりますよって話ですよ。なので、
1:50:05	まず単純に区域区画の設定要件を満たしてるか満たすしてないかだけでも終わる話だと思っていて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:12	そういう意味でいうと、まず、区域を変えるか、火災区域を変えるっていう意味でいうと、ちゃんと新しく区域境界として設定してる部分ありますよね。そこがちゃんと火災区域の、
1:50:24	構造物としての要件満たしてるんですかって話の説明が要りますよね。
1:50:30	それは、
1:50:31	まずよろしいですかね。
1:50:39	はい。関西電力熊倉でございます。
1:50:42	第17-4表と第17-5表でお示しているところですけども趣旨について、理解しました。こちらにつきましては、外壁のところは、朝、
1:50:54	150ミリ以上のコンクリートになってございますので3時間、
1:50:59	の耐火能力というのは、持っているところになってございます。
1:51:04	のでそのようなことについても記載をしたいというふうに考えております。
1:51:08	規制庁西内です。そのようなことについてもというよりは、多分説明する内容が変わってくると思っていてやることが変わるので、まずこっちは区域境界及び区画境界をちょっと縮めますっていう話だと思うので、
1:51:23	その縮める部分の縮めた新しい区域区画の部分がちゃんとその要件満たしてますよって説明がまず必要ですよ。特に区域としての、
1:51:31	区画については別に構造改革じゃなくても、その配置状況とか踏まえて設定しますよって言うので、まず区域としてのちゃんと要件満たしますよと説明がまずまずもって必要ですよと。
1:51:41	その上で、以前設定していた部分を縮める量もそこ除外しますっていう意味合いの説明なので、その除外する部分に、DBSA施設とかの要は火災防護上重要な機器等、
1:51:52	が設置されてませんよと、だから覗けるんですよっていう説明が次に必要なわけですよ。その二つはもはや次にというか並列だと思いますけど、
1:52:01	逆に言うとその二つが説明できれば、
1:52:04	ここはその先何もないのは明確だと思うんですけど。
1:52:08	だから系統分離の状況とかまでこっち側で必要かっていうと、大飯のときには別にそこまで話はしてないと思っていて、ここはちょっとその説明する内容を変える必要が、
1:52:18	変更する内容まず説明をいただいて、それに応じた内容をちゃんと説明いただきたいっていうのがまずスタートですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:25	こっちはその区域境界の変更っていう意味合いがまずあります。勝は除外っていうその二つですよ。なので、除外するんであればちゃんと守るべき設備がないことを説明しなきゃいけない。且つ新しい区域の変更になるので、
1:52:38	区域境界としてのちゃんと能力を満たしてることを説明しなきゃいけないその二つですよ。
1:52:42	その二つについては後半の、
1:52:44	守るべき設備ありませんよっていうのはもうすでに記載されているので、理解をした上で、前半についても今ご説明をいただいたのでそれをしっかり資料として落とし込んでもらえばそれで十分なのかなと理解をしました。
1:52:56	後者二つについて私それくらいですけど認識は合ってますか。
1:53:00	よろしいですか。
1:53:04	エンドウクマクラでございます。区域境界、
1:53:07	こちらがある条件を満たしていることと、
1:53:09	除外するところが、そういった守るべきものが設置されていないこと。
1:53:14	こういったものを、
1:53:16	ことをしっかりと明記した上で、再度ご説明させていただきたいと思えます。規制庁西内です明記した上でというかその二つだけじゃないですかっていうふうに理解してるってとこですね。
1:53:27	もはやこっちの方についてはというところでも、そこは説明なり見直しいただければ十分かなと思えます。で、
1:53:33	その先が必要というかそもそも、まだ火災区域境界の変更じゃない。
1:53:39	区画のみの変更であってさらにその先が必要なのが
1:53:44	脱塩塔室の和室の方だと思うんですけど、こっちの方は単なる除外するだけじゃなくて、その統合があるわけですね他の火災区画との統合があるので、だからこそ系統分離のその火災区画とかに基づいて評価して他の話が必要です。
1:53:58	というような話でちょっと確認をしたつもりだったんですけど。
1:54:04	こっちの方については、今は
1:54:12	今は、
1:54:14	第17-1表で言うと、この宇和室除くっていうのと和室っていうのがまとめてまず、火災区画一つの火災区画になっていたのを、宇和室部分をこの一番右列に統合させますよって話でよかったんですよ。
1:54:29	関西電力熊倉でございます。そこに意識の通りでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:33	はい。規制庁西内です。
1:54:37	じゃあ、宇和室を統合させたときに、系統分離とか火災影響評価一番最終段のもので、どう変更があるのかというと、
1:54:46	結論特段変更はなくてと。
1:54:48	まさに、変更する和室部分については、そもそもSADBってのは設置されてませんと。
1:54:57	で、
1:54:58	設置されてないので特段どっちにまずいっても問題はなくてで、唯一この関係区画で設置されているのは、この負圧を除いた一番左側の列の区画なわけですよ。ここと、まさに統廃合する部分はコンクリート平気で分離をされているので、火災影響評価の確認結果として特段影響与えませんかってそういう流れで理解をすればいいですかね。
1:55:21	はい、関西電力熊倉でございます。ご認識の通りでございます。
1:55:25	はい。規制庁ニシウチですごくわかりました。
1:55:30	とりあえず状況はわかりました。あとは、あれですね
1:55:36	最終的にこの火災伝播評価
1:55:43	部分だけ記載いただいているんですけど 112 ページと 113 ページ。
1:55:51	火災影響評価って意味でいうと、
1:55:55	あれそもそも伝播評価だけじゃなくて当該区画の評価もしてませんでしたっけ。
1:56:01	要は当該区画内のまず、要は、現にある下限とかをベースに、の分、火災プルームとかそこら辺も含めて評価をしましたっていう火災区画内の評価と、火災区画外の評価でこの伝播評価って出てきた記憶があるんですけど。
1:56:14	その後者だけ今回説明いただいているって理解なんですかね。関西電力熊倉でございます。
1:56:21	おっしゃる通り火災伝播評価隣接火災区画と当該火災区画がございまして、今回当該火災区画の方を 112 ページに、
1:56:31	隣接火災区画のほう 113 ページに記載させていただいております。
1:56:48	規制庁西内ですわかりました。これはあれですね変更後、結果して変わらないってことですか。結局この表上の表現率で何も変わらないってことです。
1:56:58	はい。関西電力熊倉でございます。次区画の方、当該火災区画の評価につきまして、こちらの記載については結果として変わらないものとなっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:08	浜野規制庁ニシウチですわかりました。あと変わり得るところでいうと多分火災区画特性表とカーがあると思うんですけど、
1:57:18	ちょっとあれですね最終的につけてもらうものは、その火災影響評価で、流れでやってることがあると思うんですけどまず区画特性表で、
1:57:28	区画にあるものを特定した上でいきますよね。多分そこら辺がちょっと変わってき得るんですかね。
1:57:33	そこら辺も含めてちょっとその流れとして説明をいただきたいなということですね。最終的なこのアウトプットだけじゃなくて、
1:57:41	関西電力熊倉でございます。
1:57:44	承知いたしました。河西君特性表もですね、
1:57:50	モンマが、
1:57:51	結果して、
1:57:53	部屋の床面積ですとか、火災荷重っていうのがやっぱ部屋面積によってちょっと変わってくるところがありますので、そこはちょっと変わった結果として引き下がらないですけど、
1:58:04	いろいろ評価した結果変わらないっていう結果でまたお出しすることになるかとは思いますが、ちょっとそこしっかりと流れがわかるように、必要なものにつきましては、しっかりお示しするようにいたします。
1:58:18	はい。規制庁西内ですそうですね。
1:58:21	結果して、何もないのでっていうのに結論に行き着くことは十分理解できたのであとはちゃんと流れやってるかどうかの確認だけですよね、火災影響評価ってその結果さえよければいいっていうものじゃなくて、あくまで、
1:58:33	あれは設置許可本部でも書いてもらってますけど確認する行為。
1:58:37	その評価を実施して確認するっていうのが、
1:58:40	いうなればそのお約束事項だと思っているので、ちゃんとやることやってますよねっていうことはしっかりご説明いただく必要があるんじゃないかなというところで、はいご理解をいただければと思います。
1:58:49	はい。衛藤。
1:58:51	概略は私は理解できました。結論的に説明いただくことを追加でいただければ十分なのかなと思いますけどまずはそれを見た上での最後確認かなと理解しますと、
1:59:02	他に追加で、この区画の変更等後は影響評価とか含めたもろもろの話ですけど何か規制庁側から確認事項ありますか。
1:59:11	火災対策室の齋藤です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:16	今西内から話のあった17-4表なんですけど、
1:59:24	これってまず認識として、火災区域と火災区画両方から除外すると。
1:59:31	というような話で火災区域も除外するという話でよかったですよね。
1:59:37	はい。関西電力熊倉でございます小西の通りでございます。
1:59:42	ありがとうございますそれですね、
1:59:46	ちょっと気になったのが、
1:59:49	この表のですね下、一番重要なのは耐火液位の状況なんですけども、 大家へ聞いの状況って、基本的には、
1:59:59	耐火液位は当然のことなんですけども、これ区画として取る時には当然 貫通部のシールであるとか、防火扉とか防火ダンパであるとかそうした ものできちっと区画されていると。
2:00:11	というのが、基本的には火災区域の考え方だと思うんですよね。ここに
2:00:19	括弧して、開口部ダクトありって書いてあるじゃないですか。このダクト のダクト多分その入口から防火ダンパーのところまで、
2:00:29	多分全部火災区域から抜けてしまうような気がするんですけども、そ この取り扱って今どうなってるんですか。今回のこの変更で、
2:00:43	私、ごめんなさいね私の認識だと、この部屋の中に、何か床面か何か2 確かぼエーットーだ開口部かなんかがあって、その上の部分を、
2:00:54	全部除外しますっていう確かそういう変更だったような気がするんです よね。そうすると、上の部分、除外してしまうと、
2:01:01	ダクトの中は、これは火災区域から除外されるのかされないのかという 細かい話なんですけどそこはどうなという説明になるんですかね。
2:01:11	ということを念のためお伺いしてるんですけども。
2:01:27	監査委員の熊倉でございます。
2:01:29	今考えておりますのは、
2:01:33	眉カーのところに出てる。
2:01:36	ダクトのところで、境界を切るというふうに考えております。
2:01:43	赤、
2:01:44	火災対策室の齋藤です。そこで切れる。
2:01:48	理由をちゃんとご説明いただきたいなと思ってて、要はかさ区域の設定 の仕方って、火災防護審査基準でも書いてありますし、あと先ほどご説 明いただいた、
2:02:01	ところで、耐火廃棄によって囲まれて他の区画区域と分離されている区 域って話になっていて一応外、外気との境界にいた外気みたいな、との 境界みたいな形になると思うんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:14	一応そのタイはタイか壁画それ2代わる何かのもので、多分きちっと、
2:02:21	境界がなってないといけないと思うんですよね。
2:02:24	今回の17-4表のところだと、このダクトの部分は穴があいてるはずなんで、そこは耐火兵器じゃないですよと。そうするとこのダクトの
2:02:35	部分は、要はダクトからしばらく行った例えば防火ダンパであるとか、そうしたものの間はそのどういう扱いになるんでしたっけねというところの、
2:02:48	整理をちゃんとご説明いただきたいなというのが
2:02:53	考え方でこれまでは、ここで建物建て上屋の部分も全部含めて、火災区域として設定していて、その部分は火災区域ですよって宣言していくやってるわけですけども、ここ抜けてしまうと、この開口部の扱っただけ、
2:03:08	どうなるんですかねというところだけ、すみません
2:03:11	考え方を改めて整理してもらって教えていただければと思うんですけども。
2:03:16	あえてここを抜く必要があるのかっていう話も含めてなんですけどもね、ここに、先ほどの
2:03:22	ニシウチから後段で話し合った火災区画の変更というところについてはこれは考え方については、
2:03:29	ある程度、こういう作業をして、こういう根拠に基づいてこういう作業をしてやりましたというところについては、ある程度理解である程度理解できる場所はあるんですけども、
2:03:41	こっちの火災区域を取ってしまうっていう話については基本的には先ほどのニシウチからの話と同じように非常に単純なんですよ。タイヘキできちっと囲まれてるかどうか。
2:03:52	そこに火災防護対象機器が入ってるか入ってないかだけの多分2点だけなんで、
2:03:58	それでいいんですけども除外してしまった場合に、その部分の定義の部分がちゃんと満たされてますよねと。
2:04:05	いうところだけすみません確認をしたいという趣旨で今のご質問させていただいてますので、
2:04:10	多分今すぐの回答を多分できないと思うんですよね多分、想定外の質問だと思いますので、
2:04:18	すみませんちょっとまたそこは整理して教えていただければと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:29	はい。関西電力熊倉でございます。各考え方について整理してお示しさせていただきます。
2:04:39	すいません規制庁ニシウチですけどあれはそこは今説明はできないと思って大丈夫ですか。
2:04:46	今日は説明難しいって理解で大丈夫ですかね。
2:04:58	関西電力クマクラでございます。考え方についてはちょっと改めて整理をさせていただいて、説明いたします。
2:05:05	はい。規制庁西内です。わかりました。
2:05:10	わかりました。
2:05:13	はい。
2:05:13	別に、まず、まずもって貫通孔がちょっと区域境界にあるかないかっていうと、まず下元にありますよね。その建屋が全く外と繋がってないことは絶対ないので、何かしゃべってありますよね。
2:05:28	だから、別に新しい考え方を持ち出すわけではなくて、今までやってる範囲内でやろうとしてるって言うただけと理解してますけど、そこは多分変わらないんですよ。
2:05:39	はい。関西電力熊倉でございます。その認識に相違はございません。はい。わかりました。規制庁西内です。であればまずはやっぱ資料を抽出いただいて、後半の二つの区域、
2:05:52	区画の変更、除外部分については、さっきお話した二つですよ。守んなきゃいけない設備の状況と、あとは、
2:06:01	区域、区域境界としての考え方その2点でしっかりご説明いただければそれで結構ですと。
2:06:05	いうところで、はい。そもそもこの部分の変更は今回のバックフィットの法理の部分ではなくて、併せて適正化したっていう話だと思しますので、介護、説明をいただいて事実確認こちらもしたいと思えますと。
2:06:17	いうところで了解をしました。はい。よろしくお願ひします。
2:06:22	はい。衛藤。
2:06:24	木戸ニシウチです。
2:06:27	続け、
2:06:29	で、
2:06:30	ここ、
2:06:31	1度、5分10分休憩は寒川ですけど、
2:06:35	一度ここで休憩を挟んでまた残り時間引き続きコメント等の話で進めていければと思えますけどよろしいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:42	はい。
2:06:43	じゃあ、
2:06:44	50、50分再開でよろしいですかね。
2:06:48	はい。
2:06:48	すいません 15時50分再開でよろしくお願ひします一度中断しす。
2:06:55	規制庁ニシウチで再開します。
2:06:58	続けてごめん、白なのを、
2:07:02	管理票ですけど、
2:07:05	続けて、内容的にちょっと説明をいただいおいた方がいいことは、
2:07:13	コメントNo. 351項ですかね。
2:07:18	ちょっと個別エリアの具体的な説明は一度いただいた方が、
2:07:22	いいかなと思ひますので、まずは351コウノとアニュラス系ですかね、ちよつとニュアンス形の部分からまとめて、先ほどの介護のパフォベースのちよつと確認をさせていただきましたけど改めてお願ひします。
2:07:35	はい。関西電力の竹田です。目安の方のコメントの回答をさせていただきます。資料3の右下55ページ目お願ひいたします。
2:07:51	こちらにアニュラス関係のコメントをまとめております。
2:07:57	まず一つ目が、アニュラスの換気系の運転時の影響を確認し資料に追加する。
2:08:04	こと。
2:08:05	ということで一つ一つ確認いただきます。まず
2:08:11	換気系の運転時の影響ですけれども、これ右下58ページ目お願ひいたします。
2:08:20	58ページ目の一番下段の赤枠の中の記載でございます。
2:08:25	こちらに、プラント運転中はアニュラス空気浄化ファン、これ高浜34号機のを提示しておりますけれども、空気浄化ファンの停止しているといったところの条件。
2:08:38	を記載して、そのあとに、プラント運転中、
2:08:44	停止中におけるアニュラスの
2:08:49	火災が発生した場合の、停止しているという条件で、ただし、プラント停止におきましても、アニュラス空気浄化ファン、
2:09:00	というのが
2:09:02	定期的にサーベランスであったりとか、あとプラント事故時に運転するという、まれな機会があるということをお願ひいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:12	で、その運転中におきまして、火災が発生した場合には、熱煙がもう攪拌希釈されることとなりますけれども、
2:09:22	壁で囲まれた理由、ルールが制限されているという条件から、現状の火災感知器の配置より、漏れなく確実に感知ができるといったところの記載をここに追記してございます。
2:09:36	以上目の一番の回答でございます。
2:09:39	そのあと高さん呼んで高浜 34 号機で今説明しましたけれども、深山 3 号機、
2:09:46	あと高浜 12 号機についても、続けて
2:09:50	記載のほうを載せてございます。ここで一部違うところを説明させていただきます。
2:09:59	高浜 12 号機につきましては、多少条件が異なります。
2:10:03	右下、69 ページ目になります。
2:10:12	富山 3 号機は高浜 34 号機と同じように、0 に動くケースがありますというのは同じです。高浜 12 号機につきましては、69 ページの一番下の赤枠のところなんですけれども、プラント運転中停止中においては、
2:10:29	格納容器の早期排気ファンが常時運転しており、外気を取り入れて、屋外へ排出するという空気の流れがございます。
2:10:41	アニュラス循環排気ファンというのはあるんですけれども、これを常時停止していて、同様にプラント運転中とサーベイランス時に②運転する機会があるということになります。
2:10:54	従いまして、高浜 1 号機につきましては常時数の流れがある条件となります。
2:11:00	これにおきまして、空気の流れを考慮いたしまして、感知器配置設計することで、モリナガ確実に設計アノは感じできると。
2:11:11	いう設計としているところをここに記載してございます。
2:11:16	①番につきましては、以上です。
2:11:21	続けてよろしいでしょうか。規制庁西ニシウチですそうですねニュアンス形はちょっとまとめて一通りご説明いただいてまとめたニュアンスでちょっと事実確認をさせていただければ、よろしく願います。はい。会社全力で承知しました。
2:11:35	次、55 ページ目のコメント、②番です。
2:11:38	アニュラス内の炎感知器で網羅的に監視できているかも説明すること。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:44	また、上部のグレーチング面は炎感知器でどのように感じているのか説明することというところでございます。まず、これの回答といたしましては、右下 58 ページ目をお願いいたします。
2:12:00	58 ページ目の一番上の赤枠です。ここもまず高浜 34 号機の記載を説明いたします。ここで、まず文書、
2:12:10	にて、設計の考え方を記載してございます。
2:12:14	西梅野菅地区といたしまして、アガリスクの熱感知器を、最上部のグレーチング面を含め、8メートル未満の範囲にある、グレーチング面を網羅的に関して軌道に設置する。
2:12:26	で、アナログ式でない炎感知器は、それより下層の床面及びグレーチング面を網羅的に監視できるよう、消防を瀬古須藤に設置する設計とするという、設計をまずここに書いてございます。
2:12:40	で、この考え方にに基づきまして、すみません、60 ミギタ 61 ページ目、62 ページ目の方に配置図のほうを示してございます。
2:12:54	61 ページの方が、高浜 3 号機のアニュラスドーナツ状の区域になるんですけれども、区画になるんですけれどもここを展開した形で、
2:13:07	平面図に落とした感知器の配置を示してございます。
2:13:13	ここで、
2:13:16	炎感知器につきましては、ここに青色で、
2:13:20	グレーチング面をここで示しております。これらのグレーチング面を網羅的に感じするようにまず炎感知器を設置してございます。
2:13:32	次に、62 ページ目。
2:13:36	あ、失礼いたしました。
2:13:39	すいません。61 ページ目の下の方の、180 から 214 のこの間のところ、コガの最上部となりますので、こちらの方は、一番、宇和層の、
2:13:52	グレーチング面につきましては、熱感知器、
2:13:55	で、ここ、網羅的に監視するという設計となっているところを配置図上の方でも、ここで示してございます。
2:14:04	高浜、62 ページ目は高浜の 4 号機、
2:14:09	これ、こちらにつきましても同様に、炎感知器熱感知器を設置している図を示してございます。
2:14:16	この赤線とこの矢印のところ、煙感知器の監視範囲ということで、網羅的に煙感知器が設置されているかと。
2:14:30	いうところをお示しするためにこの赤矢印の方法に追記してございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:14:36	その他の富山 3 号機につきましては、67 ページ目に、同様に記載して ございます。
2:14:48	また、高浜 12 号機につきましては、右下 72 ページ、73 ページ目に記 載してございます。
2:14:59	②番の回答としましては、以上となります。
2:15:03	続きまして、③、兄なしにおいて、再度漏れなく確実に感知するという観 点で、煙感知器が設置できているか。
2:15:13	確認することというところ、あとこの③番と、蔵書の質問といたしまして、 ⑤番の煙感知器の網羅性を再度検討することと。
2:15:25	いうところの 3 番と 5 番の回答になります。
2:15:28	まず、設計の考え方につきましては、高浜 34 号機で、
2:15:33	の例で言いますと、58 ページ目に記載してございます。
2:15:38	58 ページのこの真ん中の赤枠の中になります。
2:15:43	ここでは、
2:15:46	人が寄りつき可能な感知器背取り付け可能な範囲で、天 井面に煙感知器を設置する設計とすると、また、床面またはグレーチン グ面から、
2:15:57	20 メートル未満の高さとなる場所に煙感知器を消防法に準じて、
2:16:03	水平距離といたしましては、30 メートルというところを目安に、
2:16:10	次 1 個以上設置する設計とするという考え方で感知器の配置を決定し てございます。
2:16:19	配置につきましては先ほどお示しました配置上に示しておりまして、煙 感知器の配置を赤の矢印で示している。
2:16:29	官舎には、示していると。
2:16:31	いうところが該当となります。
2:16:36	続きまして④番です。④番につきましては、これは美浜 3 号機のプラ ント特有のコメントです。
2:16:47	天井面までアクセスできるせ点を追加することで炎感知器が網羅的に 監視できていることを再度確認することというところで、炎感知器の網羅 性につきましては、
2:17:00	先ほど②番で説明した通りでございます。あと天井面までアクセスでき る点というところは、右下 65 ページ目をお願いいたします。
2:17:16	65 ページの赤枠の中の後半の部分で、アノ直樹のところ、ドーム最 上部まではタラップによりアクセスが可能であり、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:26	保守点検が容易に行える場所であるといったところをここに追記してご ざいます。
2:17:32	うん。
2:17:33	次、6 番目です。
2:17:36	一番下の煙感知器がかぶっているように見えるため、吹き出し効果が 距離が問題ないことがわかるようにするというところです。
2:17:46	これは次のページの 56 ページ目に示しております。
2:17:52	感知器配置図で、煙感知器が吹き出し行と重なっているところがある が、吹き出し項は、
2:17:59	あとは逆の方へ設置すると、吹き出しコウノ端部から、感知器中心まで の距離は 1.5 メートル以上あることを現地の設計側の方で確認してお り、
2:18:10	設置状況に問題ないということを、こちらでも確認してございます。で、 例としまして、M3 の美浜 3 号機の例で、現地写真を、
2:18:21	第 9-1 図に示してございます。
2:18:25	9-1 の左側の方が、実際感知器が設置されている状況でそれとちよう ど反対側に、右側の写真ですけれども、
2:18:35	これが吹き出し高がここにあるということで、要は吹き出しコートはちよつ と逆側に感知器を設置すると、もしくは距離が取れるものはしっかり 1.5 メートル以上。
2:18:45	距離をとる形で、感知器配置の方をしっかりと行っていると。
2:18:50	いうところ。
2:18:51	です。以上が回答になります。
2:18:55	最後ですけれども、7 番目です。
2:19:00	断面図の開口部の記載は、高と高天井エリアの設計の見直しに合わせて 適正化することというコメントでございます。
2:19:10	これにつきましては、
2:19:13	設計の考え方を記載しておりました。
2:19:17	右下の 58 ページ、
2:19:19	59 ページ目のところから、開口部、
2:19:23	より高い位置とかといったこの記載につきましては、すべて削除してご ざいます。
2:19:29	また、61 ページ 62 ページで先ほど確認いただきました配置図の方から も、開口部については削除。
2:19:37	しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:39	以上が、アニュラスのコメントに関する回答となります。
2:19:45	はい。規制庁西内です。
2:19:48	衛藤。
2:19:51	まず規制庁から何かありますかよろしいですか。
2:19:57	はい、原子力規制庁の植原です。ちょっと1点だけ
2:20:01	先ほどの会合資料資料2との間瀬整合性。
2:20:07	という観点でちょっと確認したいんですけども、先ほどの話だったのはニュアンス数の内部の感知器配置を、
2:20:15	実際に参考ではない方に持って行ってちゃんと説明されると。
2:20:21	いうことになりましたけれどもその際に使用される感知器の配置図って いうのは、この介護資料に今は参考としてついているものなのか或いは何か今、
2:20:31	お示しいただいた小チラー。
2:20:34	を使用されるのかちょっとどちら。
2:20:37	使用される予定からっていうのをちょっと確認したくて、結構今お示しい ただいた方が監視範囲とかあと炎感知器の向きとかも含めて、
2:20:47	結構こっちの方がちょっといいんじゃないかとちょっと内心思っております、
2:20:52	はい。
2:20:53	ちょっとお考えを聞かせていただければと思います。
2:20:59	はい。関西電力の竹田です。審査会合の方の資料につきましても、今、 コメント回答の方で説明しました。
2:21:10	監視範囲であったり、グレーチング面とをしっかり示している、説明上わ かりやすいものを張りかえたいというふうに考えてございます。以上で す。
2:21:22	はい規制庁ウエハラですはい承知いたしましたこちらの高浜3号機 の方の詳細な方にはい差し替えていただくということでは承知いたしま した。で、その際には
2:21:33	他と同じように、判例もできるだけ限りは合わせて示していただけれ ばと思います。はい。私からは以上です。
2:21:43	監査レベルタケダで承知しました。
2:21:57	原子炉規制庁島山です。今ちょっとご説明いただいておりますアニュ ラスの配置図等についてちょっと確認といいますか、お願いなんですけ ども、今配置図、ちょっと5添付いただいている。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:22:10	形になっているかと思いますが、結構ちょっと小さい図面になってお りまして、例えば、
2:22:18	煙感知器の監視範囲が高さがどれくらいあるのかなと思ったときにそ の
2:22:24	エレベーションの数字が、なかなかちょっとちっちゃくて見づらいとかそう いったところがあるかと思います。加えてその前の感知器の選定の図 面、投票があるかと思いますが、
2:22:35	そこも結構文字がつぶれちゃっているっていうところもありますので、ち よっと図面とか表とかに関しては、読めるようにちょっと、
2:22:44	サイズを変更していただく、或いはちょっと鮮明な
2:22:49	図面を使っていただくようお願いいたします。
2:22:53	以上です。
2:22:58	はい。関西電力の竹田でございます。
2:23:02	図面が小さくて見えないという点、ご指摘の通りだと思います。その点 は
2:23:08	しっかり読めるエレベーションの司会まで読めるような図面としてお示し したいと思います。ちょっとあれです。申し訳ございません。提出してか らそれもちょっと感じまして、
2:23:18	一応手持ち準備だけしてきましたすいません。
2:23:22	以上です。
2:23:28	議事録設置ハタケば承知しました。改めて次回の提出のタイミングで構 いませんので、鮮明なものをご用意いただければと思います以上です。
2:23:37	関西電力竹田です。承知しました。
2:23:42	はい。規制庁西内です。
2:23:45	補足説明資料は詳細図面でいいと思うんですけど、例えば概要パート とかポンチ絵とかでもいいかもしれないですね。概略示すくらいのもいい かもしれないですし、図面が詳細なるのであればそれでもいいです し、先ほど畠山が言った読みやすさ、
2:23:59	わかりやすさの観点だけご理解いただければと思います。
2:24:03	ニュアンスエリアですけどちょっと私から何点かだけなんですけど、先ほ ど冒頭ちょっと、
2:24:11	パワポの説明の時にも確認をした内容にも若干かぶるんですけど、結 局、
2:24:16	だから、感知器の配置、漏れなく確実にっていうその設計基準をどう担 保するかっていうところの説明で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:24:26	ちょっとその辺は、私の記憶違いだったら申し訳ないんですけど、当初の説明って何か火災規模小大みたいなそういう話ってニュアンスはいただいてなかったでしたっけ。ないでしたっけ。
2:24:41	関西電力の竹田でございます。大中小の説明についてはアニュラスではございませんでした。
2:24:48	はい。規制庁西内ですわかりました。で、Cv要は他の高天井エリアですよ。Cvの時とかにはそういう説明をいただいていたと思うんですけど、一方でこっちでいただいてないのは、
2:25:00	矢田幅野の狭さというか、
2:25:03	結局そこが聞いたかったんですけど、
2:25:06	要は、ハハハポツですかね、右下の 58 ページ。
2:25:15	右下 58 ページのところ結局、ポツ下にポツなのかっていうところもあるんですけど、
2:25:21	まず天井に煙の話でいうと天井に煙がありますよねと、ここで期待してるのか、
2:25:28	床面の方の低層の方にある、または煙感知器を置いてますけど、ここにも期待してるのかっていうその違いは、
2:25:36	どういう思想から来るんでしょうかというところですよ。
2:25:40	その理由が何かいまいち文章上だと見えなくて、結論言うと、あまり私はあの配置だけ見たときに、もれなく確実に緩和すごい伝わってくるんですよ。
2:25:51	その理由づけのところの文章の流れがちょっとよく理解しきれなかったなあというところで、
2:25:59	そう意味でいうと多分ろうポツでまず書かれていて、58 ページの多分一番最初従ってっていうところで、
2:26:06	1 点目のアナログ式の煙は流路上で有効に火災を感知できる場所に設置しますよと。で、この考え方のところで、
2:26:19	最も高い場所を、
2:26:24	最も高い。そうだ結局これだけなのかな。ちょっとこの考え方ですよ。低層は割と満遍なく置いてて、
2:26:33	一方で煙上ってなったときには、天井もそっか、寄り付き設置可能な場所っていうところでのこの 1ヶ所だけになるのか。
2:26:43	だからこれで一応完結してるってことですかね。基本的に流量定って言った時には割と満遍なく出てくるので、消防法施行規則の設置範囲設置面積かな。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:56	の考え方に沿って、置けるところはどんどん置いていきますよと。
2:27:00	ただ天井部分についても同じようにおけるかっていうと、グレーチングと いうか寄りつきできるかって意味でちょっと1ヶ所しか置けないので1ヶ 所しか受けませんと、この状況で漏れなく確実にっていうのができてる かっていうと、
2:27:12	そんなに幅も、
2:27:13	薄い。
2:27:14	ので、タカギ. アノで総会でもなく確立できなかったとしても、天井まで行 っちゃったとしても、その一つでヒットはちゃんとするでしょうって考えて るっていうそういうことですかね。
2:27:28	はい関西電力の竹田です。今西内さんおっしゃっていただいたご認識 の通りでございます。
2:27:41	はい。規制庁西内ですわかりましただからあれですね
2:27:44	流路上ってとらえてるのは、いうなればニュアンス漸移間もとらえてる ってそうそう思えばいいんですかね由良山名片田の長方形のその縦長 いエリアなので、
2:27:59	そうとらえてるってそういうことですかね。
2:28:01	はい関西電力の竹田です。おっしゃる通りで、ニュアンス内での火災の 大中小たくは記載しておりませんが、火災の現象論という拡散で あったり、
2:28:14	強い場合の上昇した場合、
2:28:17	あと風の流れといったこの点を考慮した上で網羅的にモリナガ確実に という考え方で設置しているものでございます。
2:28:29	規制庁西内です。
2:28:33	わかります。
2:28:34	と。
2:28:37	ちょっとあれですね全体的に多分、説明ぶりだけの多分修正だと思うん ですけど、例えばぽつとかだと、
2:28:45	上から3行目の部分ですけど、2、2行目3行目の部分ですけど、
2:28:50	発生した煙が上昇し天井面に煙がたまる場合は感知できるって書いて ますよね。だから、天井面ちゃんとつけますっていうのは理解できるん ですよね。
2:28:58	じゃあこのまた以降の部分は、うん。なんでつけてるのっていう意味で 言うと、
2:29:03	これは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:29:04	基本的には天井面にたまるんだけど、その火災規模小の話じゃないですけどその下の方にもその下、要はだから章と第みたいなイメージを分けて、
2:29:14	考えてるってそういうふうに理解すればいいんですかね。
2:29:17	まだCVと同じようにその火災規模を分けてまで考えるのかって話はありませんけど同じようなことやってればちょっと説明の流れは、いわゆる低層の方はそういう。
2:29:26	小規模の火災でそこら辺で拡散した場合、要は天井面までいかない場合も含めてちょっと網羅的に置いています。天井面まで行くのであれば、1個あれば、いうなればの構造上も、
2:29:37	十分それで感知できるので、そうそう考えてるってそういうふうに理解すればいいんですかね。
2:29:42	関西電力の竹田でございます。おっしゃる通りでございます、火災の規模といったところも考えまして、こういった記載となっております。
2:29:52	はい。規制庁西内ですわかりました
2:29:55	であればちょっともう少し全体的にそれがわかるように書いてもらうとそれだけですかね。はい。
2:30:01	はい関西電力竹田です。承知いたしました。記載のほうを充実したいと思えます。はい。規制庁西内です。煙はそういう置き方で、
2:30:11	衛藤。
2:30:12	2種類目の感知器の方はこれは消防法施行規則通り漏れなく確実にとかも網羅性を持っておいているので特に問題ありませんって話ですよ。わかりました。あとちょっと流れ、空気の流れの状況だけちょっともう1回確認なんですけど、
2:30:26	ちょっと若干説明がパッと頭に置いて入ってこなくて理解してなかったんで申し訳ないんですけど、結局だから、まずプラント運転中は、
2:30:34	まず停止してるわけですよ。だから特にいうなれば何か強制的な流れが発生してるかっていうとまずノーですと。
2:30:45	関西電力明田です。最初に説明しました高浜34号機と美浜3号機につきましては、常時停止していて、
2:30:54	マリナー短い期間だけ、循環するファンが運転する機会があると。
2:31:01	いう説明となります。
2:31:03	ただし、高浜12号機につきましては、常時、格納容器の総排気ファンの方が運転しておりまして、外気取入で外へ外径出すという数の循環

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	が発生していると、これプラント運転停止中かかわらず、そういった数の動きがあると。
2:31:22	いう状況になります。
2:31:28	規制庁西内です。
2:31:33	ところの 12 の方は、さっきの漏れなく確実に話ですけど、何か話が変わるのかっていうと、多分何ですかね一緒なんですよね。
2:31:46	はい関西電力竹田でございます。高浜 12 号機の風の流れる条件におきましても、結果的に感知器の配置としては、全体に満遍なく置くというような配置としておきまして、
2:32:00	広さ変わりません。以上です。
2:32:05	規制庁西内ですけど、まだそれが結局何て言うんですかね。
2:32:11	空気の流れを聞きたいんのは、
2:32:14	結局煙の流路を踏まえておきまして言ってるから聞きたいわけですがどう繋がるかだけですよね。
2:32:22	で、高浜 12 は、すいませんそういう意味で言うと、どういう煙の流れになってるかちゅうとですよ。
2:32:30	まず、どこから出て行くんでしたっけ、煙はその図面上でいうと、
2:32:35	これ、これはどう理解すればいいのかなんですけど、
2:32:39	いわゆる
2:32:41	アニュラス内を空気を循環させてって、
2:32:46	いわゆる熱とかを均等にしているっていうものと思えばいいんですかね、その目的としては、
2:32:56	であれば、その理解でいいのであれば、
2:32:59	であれば多分Cvの多分通常時と一緒にですよ、基本的にはそのどこであつても、感知はできるんですってことですよ。
2:33:06	という説明に多分繋がるのと、あと停止中に関しては基本同じ説明なわけですよ。その上に上がっていくので、上にあります。
2:33:14	上に上がらないような拡散してるやつに低層階を満遍なく置いてますってそういう説明ですよ。
2:33:20	理解しました。多分そこら辺がですね多分説明等
2:33:24	オク理由と多分繋がりがきいてない部分が多分まだあるので、今私は少なくともそう理解したのでその理解でいいのであれば、ちゃんと文字資料上起こしていただくということかなと理解しましたが、理解があつてますよね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:36	はい。関西電力の竹田でございます。今西内さんがおっしゃっている通りで、我々の認識も同じでございます。ですので、高浜 12 号機の記載につきましては、
2:33:47	風の流れといったところも踏まえて、感知器の網羅的な設置といったところの記載を充実したいと思います。以上です。
2:34:00	はい。規制庁西内ですわかりました
2:34:03	多分この灯籠は 2 の、多分その説明を説明したいことを含めてちょっと直し直してもらおうというそれだけの話かなと理解をしました。
2:34:13	母一井に関して何か疑問を持っているとかちょっと説明のロジックだけの確認ですというふうにご理解をいただければと思います。
2:34:20	あとは今後に向けて、今後貴 Cv のオペフロ、先ほどパワーポ関係で私が確認した内容にも繋がるんですけど、結局だから例えば 2 月のこの説明はすごいわかりやすく、この 58 ページ目でいうと、
2:34:35	ポツのところでいわゆる低層階の部分は、消防法施行規則の子は設置面積の考え方に基づいて置いてきますよと。
2:34:43	結果だからこれが低層で拡散した場合には、その間隔で置いてるのでちゃんと漢字できますよってことに繋がるわけですよこれすごいわかりやすく、
2:34:51	まず、こういう説明があった上で、じゃあどこに置いていきますかっていう具体的な置き場所、チョイスする上で多分 8 下限、あるんだったら園部せつかくとか置いておこうかとそれからの考慮事項だと理解してるつもりなんですよね。
2:35:03	そこが違うのはちゃんと違うと説明いただければ結構ですしそうであれば、CV のオペフロも同じような説明にしかないのかなと。オペフロは、
2:35:12	ここは置けないはずで、
2:35:14	少なくとも中心部分とかこう置けなかったはずなのでその考え方ですよ多分周辺面積なのかわからないですけど、
2:35:21	ここまでの明確なものを持ってなくて漏れなく確実にっていうところを考えてまずは低層階の 8 下限をとらえて、まず置いていきますと、そしたらその結果そこでもうすでにモリの確立が達成できてたらそれ以上使われませんでしたっていうことであれば多分そういう説明になるだけだと思いますし、
2:35:37	もれなくかクイズの流れかだけは CV のプロは多分整理いただくだけかなと思いますので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:35:42	ちょっとニュアンス当てはめて話しましたけど、こういう理解でご説明いただければ結構なんだと思いますというところでございます。
2:35:49	はい。
2:35:50	アニュラス関係私は以上ですけど規制庁側から何かほかに確認ってありますか。
2:35:57	何を使ってよろしいですか。
2:35:59	はい。
2:36:00	じゃあすみません説明の充実のほうをよろしくお願いします。
2:36:04	コメント7に戻ってもらってニュアンス関係の35から今38までですかね。
2:36:15	主に説明をいただいたので、残りの部分で、
2:36:21	次に個別エリアでいうと、コメントNo.の47-1とかの新燃料貯蔵庫エリア、
2:36:31	ですかね、杉井個別エリアでいうと、
2:36:34	ここはちょっとほかのコメントも確か一部共通部分もあったと思うのでちょっとまたまとめてご説明いただいてもよろしいですか。
2:36:47	あ、関西電力の八田です。衛藤新燃料倉庫エリアについてコメント間回答をさせていただきます。
2:36:54	資料のA3の74ページ、ご確認をお願いします。
2:37:04	74ページに置いてコメント管理表の47-1から65まで番号を振ってますこちらが新燃料貯蔵庫エリアに対するコメントとなっております。
2:37:17	012で、新年度層厚エリアにおいて、炎感知器の資格がないか再度確認することといった、
2:37:25	共通に対するコメントを受けていただいております。
2:37:29	こちらですけれども、添付しました。次のページ、76ページ。
2:37:35	2、高浜34号機の補足説明資料3-8の抜粋を
2:37:42	添付させていただきます。
2:37:45	76ページに記載の第3-8-3図の配置図において上の配置図になりますけれども、こちらの方で炎感知器の
2:37:56	向きと、あと実際、配置を適正に見直しを行っております。
2:38:05	続いて78ページ。
2:38:08	2、美浜3号機の配置図を、
2:38:12	添付させていただきます。
2:38:15	あと、高浜1府他号機が81ページの方に添付させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:38:23	こちらの配置にすることによって炎感知器が資格がないことを確認しまして見直しを完了させていただいております。
2:38:33	続いてコメント管理表の②の方に行きまして、74 ページに戻りましてコメント管理表②、
2:38:42	新燃料倉庫エリアにおいて、隣接エリアの煙感知器を兼用する設計が空気の流れ 9 配布方法を考慮した設計であることがわかるよう記載を充実することといったコメントをちょうだいしてございます。
2:38:58	こちら、吸排気コウノ 1 というものを、何、
2:39:03	後ろの 76 ページに、高浜 34 号機、
2:39:07	78 ページに美浜 3 号機 81 ページに高浜 1 府他号機の配置図、
2:39:14	に記載を充実させていただいております。
2:39:18	具体的には 76 ページの高浜 34 号機でしたら、第 3-8-3 図の配置図に、凡例のところ、下の凡例のところに記載していた鳴していますが、
2:39:30	オレンジ色の半円、並びに緑色の現行の所とところで配置図上に落とし込んでございます。
2:39:43	また下の断面図におきましても、緑色もしくはオレンジ色で四角で明示をさせていただいております。ここから兼用する煙感知器、
2:39:56	というものの配置というところも明示をさせていただいております。
2:40:03	美浜 3 号機、高浜 1 布田号機におきましても同様に記載をさせていただいております。
2:40:11	続いて 74 ページに戻りまして③番のコメントです。使用済み燃料ピットエリアの平面図の記載、平面図に記載の針の方向というものが、ほぼ
2:40:25	配置図と合っていないため整合をとることといったコメントをちょうだいしてございます。
2:40:30	こちらですけれども、高浜 1 号機に記載されていた梁につきましては取付面から 0.6 メーター以内の梁であったことから、具体的に 79 ページ、
2:40:43	の方に記載していました。上の回答③のところですが、
2:40:49	こちらに、針の何ていうんですかね線が被災平面図の方に記載されていましたが、この針を実際に書く必要がない梁であったため、記載を削除してございます。
2:41:05	続いて戻りまして 74 ページの④になります。
2:41:11	新燃料貯蔵庫エリア右側の煙感知器の設置方向は消防法施行同施行規則通りでないと考えため再検討すること。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:41:22	と、コメントをちょうだいしてございます。こちらにつきましては高浜 1 号機の 81 ページ、あ、すみません、下のページ 81 ページ。
2:41:32	のところで、また天井エリアの感知器設計の考え方といいますか、煙の流量上で有効に、
2:41:42	火災を感知できる場所に設置することというところを見直しまして、配置の適正化を図ってございます。
2:41:50	配置後の実際の煙感知器等の配置を 81 ページの方に記載させていただいてございます。
2:42:02	続いて 74 ページに戻りましてコメントの⑤番ですけれども、
2:42:08	第 3-8-3 図の煙感知器の自主設置というものは誤記だと思いますので、適正化することといったコメントをちょうだいしてございます。
2:42:18	こちらですけれども下の方に記載させていただいてますが、当該図面は不要のため削除したとさせていただいてございます。具体的には、
2:42:29	火災元の直上に煙感知器と熱感知系を設置するといった図面、図を貼りつけてございましたが、今回煙の流路上で、
2:42:41	有効に火災を感知できる場所に設置するといったところで配置等を全面見直してございますので、今回この図面が削除されたことから、
2:42:51	不要と判断してございます。
2:42:55	コメント回答としては以上となります。
2:42:58	はい。規制庁西内です。規制庁側から何かありますか。はい。
2:43:05	はい、原子力規制庁ウエハラです。1 件だけちょっと 76 ページでしょ。ちょっとすみません。単に教えて欲しいっていう、
2:43:13	だけなんですけれども 76 ページのちょっと上の方の、
2:43:18	この図を見ますとちょっと何か紫の線が縦にたくさん入ってますけれどもこれは何かこうこ。
2:43:24	ここの構造学校にあるという理解でよろしいでしょうかちょっと凡例がないもので、はい。
2:43:31	はい。関西電力の八田です。衛藤。
2:43:33	今ちょうだいしましたコメントに回答させていただきます 76 ページの上の、平面図のところに縦に紫色の線が入っているところですがこちらが 0.
2:43:45	0.6 メーター以上の梁となっていてございまして、こちらが煙感知器の配置増、配置上の制限がございまして、
2:43:58	それで、0.6 メーター以上で 1 メートル以下、
2:44:04	でした。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:44:06	あ、すいません。
2:44:08	修正させていただきます。こちらの紫色が1メートル以上の梁となっております。
2:44:17	あ、はい。
2:44:18	張りとなっておりますので、煙感知器の配置上で制限を受けるものでございます。判例が記載ございませんでしたのでこちらは判例を、
2:44:28	記載させていただきたいと思います。以上です。
2:44:32	はい規制庁ウエハラです。はいはい理解できましたありがとうございますので、この紫の線に不ミイ、
2:44:40	仕切られてる区画に対してそうですね勤務医感知器がちゃんと1個以上あるということで確認できましたはい。
2:44:47	はい。私からは以上です。
2:44:52	はい、江藤規制庁に周知です。
2:44:55	私から続けてですけど、衛藤。
2:44:59	76 ページ名の
2:45:02	高参与の方で言うと、
2:45:04	ちょっと再建用の考え方がよくわかんなくなっちゃったんですけど、
2:45:09	今って結局新燃料貯蔵公園の方についても、笠伊井の現象を踏まえて、田丸であろう場所に置いてもらってますよね。この状態では兼用するっていうのはどういう理由でしたっけ。
2:45:24	関西電力の八田ですけど、兼用する煙感知器につきましては高天井エリアというところもございまして火災の発生が小さな時、
2:45:34	に煙能流れという、というか空気の流れを考慮しまして、煙がそちらの方向に動いていくだろうと。
2:45:45	いうところで兼用すると考えてございます。
2:45:48	はい。規制庁西内ですわかりました。
2:45:51	この説明は、文字化していただいたんでしたっけ。だから例えば資料4の補足とかだと、
2:46:00	結局それがないとわからないんですよこの説明だと。
2:46:03	関西電力の秦です。すいません。本日、記載はさせて、添付させていただいてございませんでしたのでこちらの方記載をさせていただく。
2:46:14	いう形とさ。はい。規制庁西内です理解できました説明は理解できたので、
2:46:20	さっきのそのニュアンスもそうなんですけど、結局、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:46:25	消防法施行規則通りじゃないってことは、火災の現象論とかを踏まえて置いてるわけですよ。だから、どの感知器はどういう現象を踏まえて置いていて、この番地はこういう現象を踏まえておいていてっていうのがわかるように書きたいいただければ多分、
2:46:38	もう共通理解をもう取れてると思っていて多分それが表現できてないだけだと思うのでその表現だけお願いしますというところです。
2:46:48	で、それは 1000 お願いしますっていうだけで、ちょっと続けたんですけど、
2:46:53	これはちょっと私はよく理解できてないんですけど、高さん 4 農 70、
2:47:01	甘いか 76 ページでいいですねすいません。例えば、
2:47:05	使用済み燃料ピットエリアの方なんですけど、
2:47:12	まずあれかなすみません新燃料貯蔵庫エリア。
2:47:16	かな、新燃料貯蔵庫エリアでいうと、
2:47:22	いわゆるその新燃料のラックがある部分の、
2:47:26	割と直上に感知器を置いてるような設計になってると思うんですけど。
2:47:30	なんか、わざわざここにオクイ意味合いてあるんでしたっけっていうだけの話でして、
2:47:36	これあれですよ
2:47:37	上の 76 ページの上の図でいうと、
2:47:42	この下半分ぐらいに四角い、
2:47:46	壊死カクウが多分あると思うんですけど、そこ部分がラック部分って思っ ていいんですかね。
2:47:51	であれば例えばですけど、ちょっと
2:47:54	上方向にずらせば、いわゆるラックの直上じゃない場所に感知器を受け る気がするんですけど、何を意図してここに置いたかだけですよ。何か
2:48:03	結局ここに置いてる理由も、いうなれば上に行けば、感知できるでしょう っていうだけの話だと思ってて、何かわざわざそのラックの直上に何か、 いやまず防止せ、
2:48:13	ちゃんと落下防止設計はしてるという前提だと思うんですけど。
2:48:17	それでもあえて置く理由がよくわからなかったなっていうとこだけだった んですね。
2:48:24	関西電力の八田です
2:48:27	こちらですけどもクレーン、実際取り付けの際にはクレーンの上に、 天井のところに足場をつくりまして取り付けを行う形になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:48:41	その上で
2:48:45	今現状ですと真ん中の方に設置する形となっておりますが特段制約があるわけではないと認識してございます。ちょっと発電所の方から補足ございましたら、すいませんがよろしく申し上げます。
2:48:59	安西電力の伊井です。
2:49:02	今高橋が申した通りですね新燃料貯蔵常に何か新燃料があつてとかそういう状況ではないというところで、診療、
2:49:12	貯蔵庫に何も物がないときに感知器をつけるとかそういうことは可能ですので、今の設置で問題ないというふうに考えてございます。以上です。
2:49:23	規制庁西内ですどっちかっていうと付けた後ですよ。
2:49:30	落下防止対策を前提とした上でも、わざわざ直上に置く意味合いが何かよくわからないなあと。要は制約がないのであればなおさらですよ。
2:49:41	せめてその落下、万が一落下したときのことも考えてちょっとずらして置いとけばそれでいいぐらいの話なのかなと思うんですけど何か、何をどこまで考慮してるかっていうのをお聞きしたかったというところですよ。
2:49:54	関西電力のミイです。先日前回か前々回かヒアリングの際に、齊藤室長がおっしゃってました消防法施行規則、考え方で、
2:50:07	ちょっと端っこに寄せるとかそういうところもちょっと最初検討してたんですけども、あと齊藤市長からいただいたコメントを踏まえてですね、考えたときに、やっぱりちょっと、
2:50:17	真ん中の方といいますか、感知器が中心となる。
2:50:23	について満遍なくか話できる方が望ましいだろうというところで、できる限り真ん中の方で勝衛藤、小路新燃料貯蔵庫のちょっと、
2:50:34	ちょっと外れるようなところをねらったというところで今回設計してございます。ちょっとそういうところを踏まえてちょっと今回配置を決めさせていただいたというところですよ。以上です。
2:50:45	規制庁西内です。
2:50:48	わかりましたもちろん火災の感知ができる前提なんですけど。いや
2:50:53	今外れるところっておっしゃっていただいた部分が、何かまだかかっているように見えて、
2:50:59	全然これちょっと上にずらしてもそんなに慣性変わんないんじゃないかなというふうにちょっと感覚を受けたっていうのが主なところですよ。だから何をどこまで関西電力で考えてるかってだけです。ただ考え方は

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	理解できましたので必要に応じて見直すので見直しいただければいいのかなと。で、
2:51:13	ちょっとむしろお聞きしたかったのがピット側なんですけど、
2:51:16	ピット側を、いわゆる中心部は集めておいてもらっていて、
2:51:23	ね。
2:51:24	こっちワー
2:51:27	うん。
2:51:29	76 ページの上の図でいうと、
2:51:32	上端と下端図上でいうと長さんの方のピットの両サイド側ですけど、こっちの方は吹き出し口の制限とかがあってあんまりこの通路部の方とかに置けないっていう整理で理解してよろしいですかね。
2:51:47	あ、関西電力の八田です。衛藤今西様がおっしゃった通りのでございます。
2:51:54	はい、規制庁ニシウチですわかりました。
2:51:57	わかりました。だからこっちの方はいうなればピットの上とかにある程度来ちゃうのはしょうがないってところだと思うんですけど、なんか一方でいや、すごい細かいんですけど、何か頑張ればそのピットの直上じゃないところにちょっとずらせるんじゃないかなって感じは何か一部ありそうな気がしていて、何か、
2:52:13	もうさっきの話を繰り返しですけどね。
2:52:16	例えば、
2:52:18	多分、右から右から数えたときに、12334 個目あたりにある感知器とか、なんかちょっとずらせばピットの直上からは少なくとも外れそうな気がしますし、だから何をどこまで考えてるか次第なんですけど、
2:52:31	ちょっとその考え方は何か、共存できるのであれば共存してもらった方が何かいいのかなっていう気もするので、
2:52:37	はい。毛管検討いただいているということはこのままで結構ですし、見直すならば必要に応じて見直しいただければと思いましたというところだけでございます。はい関西電力の八田です。
2:52:48	必要とあればちょっと配置を見直させていただきたいと考えてございます。
2:52:54	はい。と、少なくとも今現状は火災の感知をちゃんとできる場所に置いてますという説明と理解しましたので、皆さんあれば見直すためにまた説明、資料提出だけお願いしますよろしくをお願いします。
2:53:06	衛藤規制庁ニシウチからは現状以上ですけ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:53:12	すいませんそういうとあれか。すいません、最初に確認したこと 76 ページ目のこの凡例の部分だけなんですけど、
2:53:20	さっきの兼用する感知器って何をねらって置いてるんですかって言ったときに、だから
2:53:25	低層で拡散した場合ですよね。
2:53:28	のを、にはここに期待しますって話だったと思うんですけどであれば多分この凡例の表現ぶりが若干違う気がするんですよね。廃棄孔に向かう煙の流動っていうよりは、
2:53:37	低層で拡散した場合の煙の流動場っていう意味合いですよね。
2:53:42	鳥飼しましたけどその理解やってますよね。
2:53:46	関西電力の八田ですご認識の通りで問題ございません。
2:53:50	ちょっと判例の記載ぶりも、またちょっと適正に見直させていただきたいと思います。
2:53:56	そう。はい。規制庁西内です。そうですね。
2:54:02	うん。
2:54:03	そうですね。はい。
2:54:06	はい。よろしく申し上げます。
2:54:08	新燃料貯蔵庫関係他に規制庁側から何かありますか。
2:54:15	火災対策室の齋藤です。全体的に見直していただいて、今西内からお話させていただいたところ以外はそ、そうだな。野間。
2:54:26	大体目の、
2:54:28	全体を網羅していただいているかなというようなイメージを持ってるんですが、すいませんちょっと事実関係だけ教えてください 76、ずっと議論になって 76 ページの、
2:54:39	左側に紫色の線がバーツといっぱい入ってるところがあってそこに、
2:54:45	何かその水平吹き出し高のらしき何かマークがくっついてんですけども、これが
2:54:54	断面図の下の方には何も一切書いてないんですけども、これはどういうふうはこの生吹き出し行はどういうふう解釈しとけばいいんでしょうかという事実関係だけ教えてください。
2:55:08	関西電力の秦です。衛藤。
2:55:10	今齋藤室長がおっしゃった通りですね、上の配置図のところ反映の水平フクイや施工こちら給気口となりますけれども、実際にございますので、
2:55:22	下の断面図のところにも記載をさせていただきたいと、ござります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:55:29	は、火災対策室の再度やっぱりここに給気口があるんですね。これの、
2:55:35	高さ的などころっていうのは、今ここで断面図で示していただいているオレンジとか青とか緑とかの、
2:55:45	ものと大体高さ的には同じぐらいの高さで要は高さが違ってるといふふうに考えればよろしいんでしょうか。
2:55:58	少々お待ちください。
2:56:07	監査委員関西電力の八田です。こちら、
2:56:13	と水平方向の吹き出し口ですけれども、実際、
2:56:19	ピットの中の方にございまして下の方に、はい。なります。なのでちょっと断面図上は示してなかったんですけども、ちょっと示させていただこうかなと考えてございます。
2:56:34	火災対策室の齋藤です。いや何を気にしたかっていうとその給気口の位置と、
2:56:40	水平面を見た時に給気口の位置と煙感知器の位置はかぶってるように見えたんで、それでこれの給気口の位置が高さ的にずれてんですよねっていう確認だけをですねちょっとさせていただいたということなので、
2:56:52	確認さえできれば、要はこの議論で使う給気口でないのであれば、別に消していただいてもいいと思いますし、要は年、いろいろ、
2:57:03	検討していただいております中で、ちょっと整合とれないなと思ったんですねそれだけお聞きいたしました。私からは以上です。
2:57:14	はい。規制庁西内です。
2:57:17	ちょっとすみません私からももう1個だけさっきの県様の話なんですけど、
2:57:21	いや、それは私から何か低層で拡散した場合に隣に期待してるって話がありましたけど、
2:57:27	いや、実際期待してるんですかねっていうところを若干お聞きしたくて、例えばですよ。
2:57:34	実は
2:57:37	3号機とかは、78ページ目のところに、その新燃料貯蔵庫エリアの館野メートル数抱えてもらってて、
2:57:45	ほぼ、
2:57:47	消防法施行規則で求められてる範囲と一緒にすよね。
2:57:51	この場合でもうあやしい部位のオペフロは、あれは割ともう大空間だったじゃないですかだからこそああいう話になったのかなあということもあってですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:58:00	一方でこういうほぼ障防法と変わらない。
2:58:04	たところまで、何かそんな火災規模考えて何かやるんでしたっけなんかここだったらほぼほぼもう同等とみなしてますっていう説明の中に立って万が一、何かそういう火災があった隣もあり、あるけどっていうのは、
2:58:17	あえて謳わなくても何か明確なんじゃないかなっていう気もしたんですけど、そこを関西としてまずどう考えてるかですね。
2:58:23	関西電力のハッタですと、まずですね淘汰アノ高天井というところもございましてまずは隣接エリア、風の流れ等も考慮して、
2:58:36	経験する煙感知器を考えてございます。
2:58:41	具体的に申しますと78ページの煙感知器、ちょっとメーター数は控えまされども、新燃料所属エリアのところをまず大前提として、
2:58:54	煙感知器で感知することを前提としますけれども、どうしても風の流れを考慮しますと、排気コウノ、
2:59:04	近くにある煙、新使用済み燃料ピットエリアのところにある煙感知器というところも兼用する考えでございます。
2:59:18	はい。規制庁西内ですけど、ただいまのお話を聞くと、何かそのCVのときにあったような火災規模焼耐大みたいな話ではなくて、
2:59:27	煙の流れ、その背景の流れを踏まえれば、その天井にはしっかり置くんだけどもそうは言ってもその煙の流れ的にそっちに行く流れもあるので、そちらの方に置いてますってそういうことですか。
2:59:39	関西電力の八田です。ご認識の通りで問題ございません。
2:59:45	は、規制庁ニシウチですわかりましただからあんまりなんて言うんですかね。
2:59:50	やっぱりからCVみたいに火災規模小中大みたいな話を、そもそもこのメーター数っていうところを踏まえてそういう考え方ではなくて、ていうところなんですかね。
2:59:59	関西電力の八田ですけど。
3:00:02	今西尾様がおっしゃった通りなんですけれども風の流れ流流路上の中瀬の流れを考慮しまして地下、
3:00:14	排気コウノ付近の近くにある煙感知器というものも兼用したいと考えてございます。
3:00:21	規制庁西内です。であれば多分やっぱ説明は二つなんですよね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:00:27	漏れなく確実にっていう時の考え方でこのナカノ煙の流れはこういうふうになってます。要は大多数が上には行くけども排気はこっちにあるちょっと新燃料、違う使用済み燃料ピットエリア側に流れるん。
3:00:39	ものもあるので、そのどっちか。
3:00:41	そのまま上に行った場合、
3:00:43	にはその上にちゃんと受けますし、流れた場合にはもうすでにあるので、それで感知しますっていう流れから、その二つを期待してますっていう流れになるんですよね。て理解すればいいですかね。
3:00:54	関西電力の秦です。ご認識の通りで問題ございません。規制庁ニシウチ説理解できました後はだからそれを文章化していただくだけっていうことですね、了解いただければ結構ですわかりました。
3:01:05	はい。他に新燃料貯蔵庫エリア関係何か規制庁側からありますか。
3:01:10	よろしいですか。
3:01:11	はい。では新燃料貯蔵庫エリアは以上で、田代の事実だけお願いします。
3:01:17	綴っ決定個別エリアを一通り聞いておいた方がいいですかね次だとケーブルチェイス膝痛ナンバー54-1とか、
3:01:27	ですかね。はい。
3:01:46	すいません関西電力高橋でございます。ケーブルケースのコメント回答について説明させていただきます。
3:01:53	ページ 82 ページですね。
3:01:56	こちらコメント改良配当し、のナンバー54-155-2、55-3 を回答させていただきます。まず①ですけども、菅地区は1位配置図と整合がとれるようにケーブルケースの概略図を見直し反映できていないグレーチングを反映すること。
3:02:12	ということで、
3:02:13	まず、M3 とTワンツ-費、それぞれ概略図確認しまして、美浜3号機において、菅地区は以前は位置図との図面と整合していないということがありましたので、
3:02:25	こちら概略図のほうを修正させていただきます。
3:02:28	修正した概略図につきましてはページ 87 ページにお示しをさせていただきます。
3:02:36	こちら各
3:02:43	次に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:02:45	②につきましては、ケーブルTSN倉庫について倉庫内の状況をシントウ 10 資料に示すことまた倉庫内の感知器設計を示すことということで、倉庫につきましては考慮すべき環境条件がないことから、1 種類目にアナログ式の煙感知器、
3:03:01	2 種類目にアナログ式の熱感知器を設計する設計としまして、本席につきましては補足説明資料に追記して、加えて倉庫内の現場状況を、出身でお示してございます。
3:03:14	設計の追記につきましてはページ 83 ページ 84 ページご覧いただければと思いますけども、
3:03:21	回答 02 というところでその設計を追記して、
3:03:26	また倉庫内の現場状況につきましては、
3:03:32	ページ 89 ページ。
3:03:34	でお示してございまして、
3:03:37	まず⑧、
3:03:38	の方向から⑧番が、倉庫の外側から見た写真になります。
3:03:45	双方につきましては二つ扉がありまして、⑨の方向と⑩の方向から見た写真を、こちらお示してございます。
3:03:57	続きまして、③番、ケーブル中枢内に設置する炎感知器の監視対象について、ケーブルトレイの監視に対する考えを整理し資料に反映することと、
3:04:07	いうところで、回答③のところ、ケーブル訂正の感知器の監視対象の考え方を示してございます。
3:04:15	ケーブル説明につきましては西梅野感知器として、アナログ式の熱感知器またはアナログ式でないこの感知器を、エリア内の床面及びグレーチング名を網羅的に監視できるように、
3:04:26	消防法通りに設置する設計としてございます。設計としてございますが、ケーブルトレイの火災についても早期感知できる監視が必要と、こちら考えてございます。
3:04:37	ケーブルチェイス内においてケーブルトレイの火災を創成想定した場合、最上部のグレーチング面よりも上部の、
3:04:45	天井面に近い場所にあるケーブルトレイの火災につきましては、天井面に設置するアナログ式の熱感知器により、火災の早期が可能であると考えてございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:04:55	また最上部のグレーチング面、下層におきましては、床面またはグレーチング面に近い場所にあるケーブルトレイの火災は、床面またはグレーチング名を監視する炎感知器により、火災の早期が可能であり、
3:05:09	1階層上のグレーチングに近い場所にあるケーブルトレイの蓋につきましては、上部のグレーチング名を超えて、炎が上がると考えられるため、一つ上の階層で、
3:05:19	グレーチング面を監視している、炎感知器により、火災の早期が可能であると考えてございます。以上より、ケーブルトレイの火災についても、天井面に設置するアナログ式の熱感知器及び床面またはグレーチングのモールの監視できるように設置する。
3:05:35	アナログ式でない、この感知器により、網羅的に監視できている設計となっていると。
3:05:41	と考えてございます。
3:05:43	この考え方につきましては補足資料のページ 84 ページと、891 ページになお書きで追記してございます。
3:05:53	以上で説明を終わります。
3:05:56	はい。規制庁西内です。規制庁側から何か確認ありますか。
3:06:04	はい。江藤社長が何かありますか。
3:06:08	すいません。火災対策室の齋藤です。
3:06:14	今、コメントの①②③でいろいろいただいた話のうち、③番の話なんですけど、
3:06:24	ケーブルトレイで火災が起きた場合の話として、まずケーブルトレイのない内部にあるケーブルが火事を火災を起こした場合、ケーブルトレイの内部では、
3:06:38	火災は検知できるようになってるんですけどつけなんてないんですけどつけてという話をすいませんまず教えてください。
3:06:51	関西電力高橋です。発電所回答できますでしょうか。
3:06:57	関西電力のミイです。
3:07:00	ケーブルトレイの中で監視できるかということなんですけども、ケーブルトレイに対して、系統分離の要求があるということで、衛藤。
3:07:14	系統分離の要望があって、片系統については1時間耐火隔壁と自動消火装置をトレイ内に設置しているということで、その1時間耐火と言えと感知自動消火設備をつけているバーのトレイについては、
3:07:30	中に江藤監事を管理できるものがついている。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:07:34	いうところですが。ただそれを設置していない側の通りについては、トレイ内に感知器をつけていると感じできるものをつけているというものはないので、
3:07:46	今から設置する感知器で火災を感知するというふうに考えてございます。以上です。
3:07:56	火災対策室の齋藤です。まずとりあえず 1 系統の方については、火災ケーブルトレイ内で火災があった場合には別途対策をし、
3:08:10	そして感知ができると、いうことで、理解はいたしましたそれで、
3:08:18	そういう形、ケーブルトレイ内の 1 系統の方は少なくとも、
3:08:25	要は、炎感知器ではなくてそっちの多分、光ファイバー式のやつなんだと思うんですけどもそれで感知しているから、とりあえず、この感知器でケーブルトレイを、
3:08:39	感知しなくても、感知はできるということでもまずよかったですかね、考え方としてすいませんちょっとそこの考え方を、私の考え方が合っているのかどうかをすいませんまず教えてください。
3:08:56	関西電力のミイです。片方については取れない、どこで火災が起きてるかわかるというものにはなってございます。
3:09:07	はい。火災対策室のサイトウです回答ありがとうございます。
3:09:12	もう片系統の方については、今入ってないというようなお話だったと思うんですけどももう片系統でもし火災が起きた場合のことを想定すると、
3:09:24	それは、今今回設置する方の感知器、
3:09:30	確認をしておかなくても大丈夫だという考え方はどうなるのかということについてすいませんちょっと再度教えていただいてもよろしいでしょうか。
3:09:59	はい。関西電力吉田でございます。先ほど系統分離をしているカタケイは、内部の感知器で感知できると。
3:10:09	いう話ありましたが、それは鉄板で囲っているんで、トレイ内部で火災が起こっても煙とかオノがちょっと外に出にくいというのがあるんで、
3:10:20	その内部の感知器で感知できるようにということで設置してます。一方もう一つの方は防火シートで囲んでいるものでして、
3:10:31	写真で言うのですね、
3:10:36	これ、
3:10:42	80 の町だ。
3:10:47	89 ページの④とか⑤とか、黒い防火シートで囲って、バンドで止めているような、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:10:57	ものありますけど、こういうものは取れないで、火災が起こったらこの防火シートもくすぶってですね、煙が上ると。
3:11:07	さらに発展した場合は炎が立ち上るといふふうに考えてまして、煙を天井
3:11:15	部分或いはグレーチング面に設置していますし、あと、炎についても、ここでオノが上がった場合は、感知できるように、
3:11:25	上部のグレーチング、或いは、その下の方のグレーチングが監視できるようにねらってますんで、炎についても感知可能と。
3:11:36	いふふうに考えているところです。
3:11:44	火災対策室の斉藤です。まさしく今この 89 ページの④番の写真とか⑤番の写真を見てですね、
3:11:53	要はシートとかで覆われていてそれが一定のその火災防護上の対策を多分施してらっしゃると思うんですよね。それが、
3:12:04	燃えたときに、
3:12:06	けっきょく食う。
3:12:08	それを、煙で最初で出てくるからというところについてはそうなんですけども、炎が上がった場合に、その炎が上がったものについては、
3:12:19	どうやって、要は煙感知器で感知しないと多分駄目なんだと思うんですよ今のご説明、今今日、今いただいたご説明ですと、
3:12:32	床面は全部見てるはずなんですよね。床面以外にも、本来であれば、こうした
3:12:41	ケーブルトレイ見てないところについては、見とかないといけないんじゃないのかなと思ってですねそれで質問させていただいたんですよで、
3:12:52	煙については確かに今、吉田さんからご説明いただいた通り煙が上がったものについては、煙感知器で、
3:13:00	拾いますというところについてはわかるんですけど炎が上がった場合の、
3:13:05	感知は結局、床面までほの、要はその上の床面まで歩道が上がらない限りは感知できないということになるかと思うんですけども、
3:13:15	それわあ、
3:13:18	本当にそれ
3:13:21	の火災防護の考え方として、
3:13:24	要はよ、相当、相当なフォローが上がらない限りは、
3:13:29	感知できないということですよそこは

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:13:33	対策はされなくて大丈夫なんですかということをお伺いしてるんですがそこに対しての考え方についてちょっと教えていただいてもいいですか。
3:13:48	はい。関西電力吉田でございます。ちょっとここのエリアについては高天井ということで、ちょっとグレーチングが多層にわたって設置されていて、
3:13:59	設計基準適用というところで、ちょっと特殊ですけども、もしここが通常の
3:14:09	コンクリで囲われた部屋の中であったとして、天井もたか天井じゃないとしたときに、障防法通りつけるとしたら、
3:14:20	8メートル未満であればおそらく天井に煙と熱をつける、8メートルを超えてたら、煙とホールをつける責任があると思ってますけども、そんな時には、
3:14:33	消防法に準拠するとしたら、その床面、どっちかというところ、このケーブルトレイが障害物という扱いになって、
3:14:44	床面を網羅できるように、配置することになるかと思ってます。ですんで、
3:14:51	床面を網羅した上でプラス8仮にもうねらうかというところ。
3:15:00	どこまで考えるかというところかと思ってます。
3:15:10	火災対策室の斎藤です。ご説明ありがとうございます
3:15:16	それぞれの火災感知器の役割として、煙感知器については要は体積全体としてとらえていきますよというところについてもそうですし熱感知器についても基本的にはそうですね。高さの制限があるとはいえ、
3:15:32	この感知器の場合は何を見てるかっていうと、目を見てると思うんですよ。目を見てるときに床目はそれはそれで、
3:15:40	いいですと、ただ漏れなく確実に感知する場合のときに、他にも明確に、
3:15:47	ケーブルトレイのようなものがあつた場合に、
3:15:51	要はケーブルトレイそのもので、火災防護対策を行っていますというさ、1系統目の説明については、それはそれで納得ができると思ってんですけどもね。
3:16:03	もう1ゲートのものについては、そこに要は、確実にかつ網羅的にやるときに、要は床面全体で見ているから、それでいいんですという話と、このもう1系統の今で言う89ページの④番とか⑤番のような、
3:16:21	こういうシチュエーションの場合の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:16:24	このの間、この炎または熱を感知する方法として、一番上はと、うちは熱ですからいいんでしょうけどもそれ以外のフロアの、
3:16:34	ものについて、こういう④番とか⑤番みたいな状況があった場合、2、
3:16:41	本当に
3:16:43	この感知器で、床面プラス、ここの面を見ておかなくて大丈夫なんですよかというところを、考え方を、
3:16:53	もう少し明確にしていきたいなど。
3:16:57	考えてるんですけども。
3:16:59	もしそこに何か違う考えがあるというのであればまたそれはそれで教えていただきたいと思うんですけども、今ちょっと考えると漏れなく確実にこの空間の中の、
3:17:09	火災を感知しますというときに、ちょっともう、いや、今の④番とか⑤番に相当するこのケーブルトレイの部分について、
3:17:17	本当に網羅できているのかなと。
3:17:20	いうところがですねどうしてもちょっとすいませんまだ私の中ではですね、
3:17:26	十分に繋がってないなと思うんですけども、対応をお願いしてもよろしいでしょうか。
3:17:35	関西電力吉田でございます。今ちょっとこのケーブルトレイが断面図頂上のどこにどういうふうに、
3:17:44	敷設されているかとかちょっと掘の感知器と高さ関係とか、その辺も見えないんで、ちょっとその辺をメール化してですね、
3:17:54	感知できるできない、こちらで確認して、再度ちょっと設計、考えたいと思います。
3:18:03	火災対策室の齋藤です。よろしくお願いたしますアノ床メインは床面で見ていただいていることについては理解してますし、それ以外の
3:18:13	その障害物、ケーブルトレイが障害物になるという考え方もわかっておりますけれども、そのケーブルトレイそのものについて、
3:18:20	明らかに空間の中で、火災防護対象であるにもかかわらず、というところであとどういう考えするかについてすいませんがよろしくお願いたします。
3:18:33	はい。関西電力吉沢です。承知しました。
3:18:45	IV、規制庁ニシウチですけど、
3:18:49	ちょっと今の話、Cわーちょっともう少し確認したくてですね。
3:18:56	あれいや、そもそももう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:18:59	オカ細胞審査基準の 02D 消防法施行規則に沿って設置してくださいね っていうヨシオカ使用規定を掲げていて、
3:19:08	その仕様規定に沿ってこの感知器を置こうと思ったら床面になっておく ことになるんですよ。
3:19:13	だからそもそもの要求事項としても、別にそのケーブルトレイをねらって なんて話って多分書かれてないと思っていて、それが漏れなく確実にな ったからってそこまでねらうんですかっていう話は、
3:19:24	少しレベル感が違うんじゃないかなあという気がして、
3:19:28	多分今の話でケーブルトレイをねらうって話になるとですよ。
3:19:33	多分発電所で全域にわたる話に影響はないんですかねちょっと状況が よく理解できてないんですけど、何かそもそももうとして、
3:19:43	あくまでそのケーブルトレイでは不足してる場合がありますよね。不足し てる場合だったら、基本感知消火の断面でそのケーブルトレイ内の火 災まで何か、
3:19:53	そもそもとしてねらってるんですけど。
3:19:58	そうねらってないんじゃないんですけど。どうなりました。
3:20:06	そこまでねらって 2 種類だってそういう話でしたっけ多分できてないです よねそんなことまでやってないですよ。
3:20:12	はい。関西電力吉田でございます。通常の系統分離対象外のものにつ いては、ねらってませんで、系統分離対象のもので鉄板で囲ってる部分 は、
3:20:26	あの中に消火装置を設置してますけれど、囲ってないやつは、すいませ んちょっと支えますけどそれはあくまで系統分離として要求に沿うもの ですよ。
3:20:36	今はその前の 2.2 の感知消火の断面での要求の話ですよ。その 断面においても、
3:20:42	その感知器ってというのは、2.2 の感知消火の断面で置けるものなんで したっけ。あれケーブル系統分離の対策で置けるものですよあくま でちゃいました。
3:20:58	はい。関西連合の竹田でございます。先に申ししておりました、ケーブル トレイの中に設置している感知と消火装置というのは、影響軽減、
3:21:08	目的とスターの系統分離、
3:21:10	の対象のケーブルトレイに設置しているものです。で、先ほど説明しまし た、そちら側には感知器ついているという説明だったんですけども、実 際にはそちら側の火災で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:21:21	消火設備が動作して、そちらで感知できる時に管理できると。
3:21:27	いう形になります。で、後に話のありました、ケーブルトレイをねらっているのかということですけども、そこはこの関係になっているところではなくて、これまでの設計で、あくまでも床面全体を網羅的に、
3:21:40	感知器ねらうという設計には変わりはありません。以上です。
3:21:45	はい。
3:21:47	規制庁ニシウチですけど、名乗って、いや、
3:21:51	ちょっとさて関西電力の方から、そのケーブルトレイのその施設状況も踏まえて回答しますって話があったんですけど。
3:21:58	ちょっとその前にそもそも的なところでまずしっかりお互い共通認識をとっておいた方がいいんじゃないかなという気がしてはいますね。
3:22:06	そもそも 2.2 の火災防護審査基準 2.2 の感知消火の断面において、
3:22:13	ケーブルトレイをねらった感知っていや、やろうとしてるんですけど関西電力として私少なくともそういう認識はないと思ってたんですけど、どうでしたっけ。
3:22:22	正確に言うと、何かねらったというよりは、まず、
3:22:26	ケーブルトレイ間、蓋をしたちょっとケーブルトレイ私イメージで話してますけど、その話で最初に吉澤さんがおっしゃったようにそこで火災が発生して放置されたら多分煙が行くわけですよ。
3:22:38	言うならばそこでの発生は煙側での対応はできるわけですよ。
3:22:43	最初から素行、そのケーブルトレイを炎でねらう石が何かそちらにあるんですけど。
3:22:49	多分今そういう説明は私一切受けてないと思ってて大井の時もそんな話は一切聞いてないので、そんなにじゃないと思ってたんですけど。
3:22:58	関西電力吉澤でございます。ケーブルトレイをねらうという。
3:23:04	ことはこれまで考えてなくて設計も、そういうことは考慮してません。
3:23:12	マーケ、消防通りに設置することで結果的に練られているという説明を先ほどさしてもらったんですけども、そこについて、本当かと。
3:23:25	いうところで、話ありましたんで、ちょっと確認しようかなというふうに思った次第です。なので、いや、
3:23:34	ちょっと何をやりたいか次第なんですけど、
3:23:40	2.2 のバックフィット対応としてケーブルトレイも含めてねらって 2 種類って言われると、そもそもの多分、審査基準の書き方から、違うのかなあという気がしてはいますね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:23:52	素行の上でのさらに追加の参考的な位置付けでの確認をしようとされている。お2人2人とも、その両者ともその認識で話をしあって理解でいいんですかね。
3:24:03	火災対策室の齋藤ですけれども、まずう2.2のところについては、もともと(1)の火災感知設備の①のところで、
3:24:16	予想される火災の性質を考慮して型式を選定しなければならないという話があって、その際に、
3:24:26	その取り付けの仕方については②番のところではいろいろ書いてあって今回②番のところでは書いてあるんですけども、ここの
3:24:35	系ブルーチェイス室の、ここの部分ってケーブル室なのか一般の部屋なのかっていうのがよく、若干わかりにくいところで、
3:24:45	実際にはここの写真を見させていただく限りにおいては、ケーブルトレイが結構入っているようなところなので、あわせて、この①番の
3:24:57	(1)の①番のそうした予想される火災等も考慮して、とりあえずやっているのかなどうなのかなという確認をさせていただいているわけですが、
3:25:08	一つ目の火災、煙のところについては、無炎の火災も含めて煙感知器でされているということについてはまずわかるわけですので、
3:25:18	二つ目の火災感知器の選定の中で、熱感知系を設置しているものについても基本的にはあれ空間を見ているというところなんで、
3:25:28	それはそれでいいですと、炎の部分については、基本的には、笠井の床メインを見ているのか、それとも他のところも含めて、
3:25:41	全体として見ているのかっていうのがこの間地形は結構難しいと思うんですよねもともとが。
3:25:47	ですけどもいろいろその空間の中で、
3:25:53	置き方を工夫しながら、全体9、要は障害物になるものも含めて、
3:25:59	全体をいろいろ工夫しながら網羅しているというのがこれまでの先ほどの先進燃料貯蔵庫の話であったり、そういうところで全体的に網羅されているというような理解で私は見えています。ここの、
3:26:13	ケーブルチャェシスのところの話でいった場合に、その床目はそれはそれで理解はしてるんですけども床面を見ていることで、他のものが火災が燃え上がったときに、
3:26:26	それも、きちっとどの段階で確認をする、どの段階で、火災を感知できるのかということをどれぐらい考慮されているのかと、いうことをですね確認したくて私は今質問させていただいてます。ご質問、今、
3:26:41	いただいているご説明の中では、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:26:43	グレーチング面を超えた時に初めて、
3:26:47	要は炎としての感知器としての感知をしますというのが今の御所、全体のご説明だったというふうに認識しているんですね。
3:26:58	その時までには、要は早期に感知するという観点において、その場合ねらってるところが、床面だけでいいのかというところについて今、確認をさせていただいて、実際に床面だけでよくて、
3:27:13	ケーブルトレイからも出てきたやつがそこで炎として確認できているというのであればそれはそれで、
3:27:21	要は消火対策等も含めてですねできてますというのであればそれは一つの回答になるんだと思うんですけども、ただ結構その床面上の床面までの高さがそれぞれそれなりありそうな、
3:27:34	ところについて、ここについては、
3:27:37	空間全体として、この部分を感知するのはどういう形になるんでしょうかねという確認をですね、私はさせていただいているというふうに考えてますなので、
3:27:48	実際に床メインだけを見てればそれで、
3:27:51	OKかと、というようなところについては、その床面だけを見ていることでOKだというような説明をすることが、必要だというふうに私は考えています。
3:28:02	ただ今の私の、
3:28:04	ご質問のな、質問のところでは床面だけを見てればOKと、というような説明の仕方にはちょっとなかなか今になってないかなというような気はしています。
3:28:14	私の見解としては以上です。
3:29:32	規制庁西内ですけどいずれにしても、ちょっと新基準値の整理も含めてちょっとここ整理してご回答いただくってところですかね。
3:29:43	はい。
3:29:45	少しお待ちいただいてもいいですか。
3:29:54	規制庁西内です。すみません私増田玉川。
3:29:58	整理できてないんですけど、まずはケーブルスペース室について、
3:30:03	説明を充実いただくというところで理解しますと、
3:30:07	はい。ケーブルチェイスほかにか規制庁わかりますか。
3:30:11	はい。
3:30:15	はい、規制庁江原ですすみませんちょっと今、1点だけ気づいたんですけど87ページちょっと見ていただきたいんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:30:23	87 ページですね。
3:30:26	上側の入口の、ちょっとエレベーションを言えないんですけど、
3:30:31	これとちょっと天井面のがですね、これなんか 8 メーター以上あると思うんですね。
3:30:38	この上にグレーチングがあることにはあるんですけどその一部しかちょっとグレーチング面がなくて、
3:30:45	もうこの入口部の、
3:30:49	パツ感知の考え方って、何か、どうなっているのかなってというのがちょっと気になりましたのでちょ、ちょっとはい教えてください。
3:31:05	関西電力の竹田でございます。衛藤 87 ページのこの図のところなんですけれども、入口のところのエレベーションが、ここに記載してあるところで、
3:31:16	記載してあるところでございます、
3:31:20	上の方に二つ。
3:31:23	エレベーション書いてあるんですけども、上の方が本当に天井の上の不破面のところで宇和海の床面で、下に書いてあるところがこの辺の天井面になりますので、ここ 8 メートル未満になりますので、
3:31:36	封フロアと、あとこの中間にあるエレベーション、グレーチングところも含めて、上の熱感知器で感知しているということになります以上です。
3:31:47	はい。規制庁上原ですすみません。そうですね。この二つの数字の意味っていうのは、
3:31:52	を踏まえるとは大丈夫ということではい。療養承知いたしました。はい。私からは以上です。
3:32:01	はい。規制庁西内です他に何か警部Sありますかよろしいですか。
3:32:08	はい。
3:32:09	ケーブルジェイス室については、先ほどの話を踏まえて調べ幾つかまたいただければと思いますと。
3:32:19	で、
3:32:20	ここで個別エリア関係は、あとは屋外がちょっとあるくらいですかね。
3:33:09	規制庁西内ですけど。
3:33:12	あと個別ちょっとオペフロ部分先ほどのパワポの時にちょっと、先ほど私からも質問させていただきましてけれどもオペフロ部分で関係するコメント回答あればお願いしてもいいですか。
3:33:31	関西電力吉澤でございます。資料 4、3-51 ページお願いします。
3:33:52	関西電路タカハシです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:33:54	オペレーティングフロアのコメントにつきましてナンバー4243-1、62回とさせていただきます。
3:34:01	①と③につきましてはちょっとこちらの不備ということで①につきましては、1000文字が鮮明になるように図面を差し替えた、③につきましてはちょっと火災規模中の図面で、
3:34:13	煙だまりがなかったのでそれを反映してございます。
3:34:16	この反映につきましては、
3:34:19	ページ53ページと、ページ50。
3:34:23	4ページに、
3:34:25	赤枠でお示ししてございます。
3:34:28	前回、津山さん。
3:34:31	から、断面的な図面、空気の流れがわかる方がいいということで、こちら、
3:34:38	美浜3号機から高浜34、高浜1号機、高浜3号機の断面で、空気の流れで示した図面をこちら追加してございます。
3:34:51	空気の流れにつきましてはこの図面の通りになります。以上で説明を終わります。
3:36:11	は、規制庁西内です。Head、
3:36:15	衛藤。
3:36:16	これ結局だからこれ一踏まえて、感知器配置どうするかって言う話があって、
3:36:23	これは、
3:36:25	常時これはこの流れはあるって説明でしたっけ。
3:36:36	そっか。
3:36:37	運転中はあれか循環するから停止中が通じこの流れがあるってことですね。
3:36:43	カラー。
3:36:45	停止中は、この流れがあって
3:36:50	火災規模小とかの場合にはこの流れに沿って置いてますっっちゃうことなんでしょうかね。何か天井面までは、煙がいくような、
3:37:01	あれ、天井面まで煙はいく流れはあると思ってるんですよ多分引き続き。
3:37:06	じゃあ、天井面まで行かないような火災規模のときにどう置くかっていう時にはこういう流れを踏まえておきますよってそういうことですか。
3:37:21	私から、火災対策室の齋藤ですこの図でご説明されたいこととして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:37:28	そもそもその火災感知の感知器を置いてる場所と、給気口と排気孔の高さをとりあえず明示していただいでいて、
3:37:38	小規模な火災の際には、この高さの違いとかの関係で考えられる気流等を考えると、こういう場所で感知することが可能だと。
3:37:50	いうことをご説明されたいということで、理解すればよろしいでしょうか。
3:37:58	はい。関西電力の武田です。今の齋藤市長がおっしゃった通りでございまして、吸排気コウノ1と感知器の高さはほぼ変わらないというところと、その時の数を流れ、
3:38:11	を考慮しても、火災規模が小さい時の煙が拡散して滞留して、流れていった場合を考えても、この感知器に入って、確実に感知できるというところを示したものでございます。以上です。
3:38:27	はい。ありがとうございます。私としてはどっちかという給気口の高さと、感知系の位置関係をちょっと確認できればいいなと思ってですね、の方、
3:38:37	ご質問、お願い、説明お願いしたところですけども断面があることによつてですね、この部分が明らかはっきりしたのかなというふうに考えております私からは以上です。
3:38:51	はい、規制庁ニシウチです。
3:38:54	オペフロ関係他に何かありますか。よろしいですか。
3:39:00	はい。
3:39:05	他のコメント管理も個別でいうともうそれくらいですかねあとはちょっと残っている部分も含めてちょっとこちらの方でまた確認をした上で、またちょっと場合によってはもう一度ヒアリングを挟んで審査会合ということかなとは理解してますので、
3:39:20	まずはちょっと今日お出ししたコメント、確認事項についてはまた充実いただいて資料提出をお願いします等で、
3:39:27	1市1頭リー。
3:39:29	できればよかったですけど、とりあえず時間までなさそうなので他に資料7のコメント管理表関係で、本日説明となっている部分のうち、規制庁側から何かここは確認しておきたいという点は、例えばここ説明を。
3:39:42	話して欲しいと言って何かありますでしょうか。
3:39:52	はい。すいません原子力規制庁の植原です。はい。ちょっと私からのちょっと今日中にちょっと伝えておきたいかなと思った。
3:40:00	点がございますのはい。お伝えします資料3の1ページ目ですね、最初なんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:40:09	はい。
3:40:10	最初にそうですね算で火災防護上重要な機器というのを整理してくださいということで、
3:40:21	整理いただいたんですけれども、
3:40:23	はい。ちょっとまず、まず基本的な確認なんですけど、この火災区画はこれマスキングですよっていう。
3:40:36	関西電力松浦でございます。マスキングの対象として、修正させていただきたく思います申し訳ございません。はいよろしくお願いします。あとですねここに書かれている機器で、
3:40:49	結構抜けてるものがありますのでそれについても対追記をお願いします例えば
3:40:55	感知器を設置しないとして使用済み樹脂タンクですとか廃樹脂タンクですとかあと海水管、
3:41:03	それ以外には屋外に準ずるエリア。
3:41:06	そして海水管トレンチエリアとか、燃料du貯油槽とか、
3:41:11	あと海水ポンプ復水タンクとかそういったものもちょっとないので追加をお願いしますと。
3:41:18	ということとですね、あと屋外とか屋内に準ずるエリアっていうのは、
3:41:26	感知器の設置の考え方として発火元っていうのがあったと思いますのでは下限についても、
3:41:33	排水化いただきたいと思います。これ屋外
3:41:37	とあと屋内に準ずる場所なんですけどもそれに関しては8下限も、はい追加をお願いします。はい。
3:41:47	関西電力熊倉でございます。今回提出したものですけれども、設計基準を適用する場所にちょっと限定して、今回提出をしていたので、感知器をつけないところでしたり、
3:41:59	屋外屋内に準じて設置するようなところっていうのは今回載せなかったんですけれども、そういったところもあわせて記載するように修正させていただきます。
3:42:09	また河西元が具体的に何なのかっていうのも、しっかりおまとめして、お示しさせていただきたいと思います。
3:42:18	はい。規制庁江原ですはいよろしくお願いいたします。はい。でですねこの表が最終的にどうなるのかっていうイメージとしてはこれは何かこういった表が補足説明資料に追加される。
3:42:32	という理解でよろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:42:39	関西電力熊倉でございます。最終的に補足説明資料の方に、こちらの表を
3:42:46	付けたいというふうに考えております。
3:42:49	はい。規制庁植原ですはい。承知いたしましたはい。今日とりあえず伝えておきたいということは、私からは以上になります。
3:43:02	はい。規制庁側から他にコメント関係で確認しておきたい点ありますか。
3:43:08	火災対策室のサイトウでセット、
3:43:11	今日の紙、コメント管理表でいくと、9分の2のところの14、14-1というところでスモークマシンの実験を踏まえて、
3:43:21	時間遅れ及び管理性を評価した上で感知器の設定値に対する考え方を説明することっていうのはこれは今日の資料5のところ、資料3から資料3のところと言うところの36ページの、
3:43:35	短時間のうちに排気ダクト、短時間に、排気ダクト内に取り、持続的に流入して、
3:43:41	排気ダクト内とエリア内はほぼ同じ濃度及び温度になると。
3:43:48	いう説明がつい追加されたということで添という理解でよろしかったでしょうか。とりあえず、
3:43:58	これとはまた違う話なんでしょうか。すみませんちょっと教えていただければ。はい。
3:44:02	関西電力の竹田でございます。スモークマシンの実験結果を踏まえた記載の追加につきましては、右下20ページの方に、
3:44:12	回答がございます。
3:44:16	で、こちらの方ですみません、色を変えてないんですけども、3段落目のところの、現地検証試験の結果よりというところをちょっと記載のほうを書いておまして、
3:44:27	脱塩とフィルター室内の葛西茂木としてスモークマシンにより、
3:44:32	松田瀬田煙が5時間で90秒以内に流出、三分程度で隣接エリアの天井面に滞留するというのも、これ確認できておりますということで、
3:44:44	わずかな時間遅れはあるものの、
3:44:47	感知に関しても影響ないというふうに評価するという記載と修正しております。以上です。火災対策室のサイトウですはいすみません内容確認いたしました。以上です。はい。
3:45:02	この範囲、規制庁ニシウチですほかに規制庁側から何かありますか。
3:45:06	ちょっとすみません私から2、2点ほどすみません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:45:09	ちょっと1点は、会合パートに参考で入れといてもらってもいいかなと思っていて、コメントでいう、
3:45:16	コメント管理表で言うと、
3:45:19	へえ。
3:45:23	17-1と17-2ですね、消火設備の位置付けの話ですけど、
3:45:50	すいません、100708 ページの部分で結論いいと思っていてですね。
3:45:57	結局自動消火設備の起動については、そこに関しては関連系だよねというところは消火設備として考えれば関連系だよねっていう理解できていてで、
3:46:10	それを兼用するんですよと、じゃあ0になるのかどうかっていうところでは、ただその自動管自動起動用のその信号を別にいじるわけじゃないので、
3:46:19	あくまで三角関連条文として挙げているっていうことで理解はしたんですけど、これ初回の審査会合のときに多分0d出して待ってるんですよ。
3:46:27	確か、そういう意味では更新がある部分なので、改めて説明するかっていうとそういうわけではなくって、パワーポ上にもうちょっと今回の関係条文っていうところとして一覧として載せて欲しいかなというところをですね。
3:46:41	半いただければと思います。お願いしてもいいですか。
3:46:44	はい。関西電力熊倉でございます。拝承いたしました。
3:46:49	はい。規制庁西内ですよろしく申し上げます。
3:46:52	もう1点は
3:46:56	感知器を置かない場所なんですけど、
3:46:58	ヤマモト16ページとかですかね。
3:47:07	16じゃないねすいません。
3:47:14	11ページ以降ですかね。
3:47:16	のところで照明の切り運用の話を追記いただいているんですけど。
3:47:22	越冬
3:47:26	結局こっつて、
3:47:29	8加減はまずなくて、照明だけは8加減なんだけど切り運用をセットで、要はは設備としての発火元は照明だけです。
3:47:40	その照明も運用で担保しますってそういう説明でよかったんですよ。
3:47:47	関西電力熊倉でございます。ご認識の通りでございます。
3:47:52	はい、規制庁ニシウチですわかります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:47:56	だから発行元がないっていう言い方は、その設備としてないというよりかは、その次、次。
3:48:03	運用も込みでは下限がない設計とするってそういうことですよ。でもあれか、切っておけば 8 下限がないっていう説明で間違いではないのか。
3:48:12	はい。理解しましてありがとうございますすみません。
3:48:15	はい。私からはこれくらいでして、
3:48:18	もう一度改めてですけど規制庁側からほかにコメント管理表の中でここは確認しておきたい点とかありますでしょうか。
3:48:26	よろしいですか。今日の時点で確認しきれなかったところで、また後日あればまた引き続きということだと思いますので、
3:48:34	現時点ではこれで一度コメント管理を含めて、
3:48:37	というところで受けたいと思います。
3:48:40	はい、では衛藤麻央にパワーポイントの修正とあとは個別エリア一部説明の修正。
3:48:46	それだと思いますので、また改めて資料提出をいただいてというところをお願いしたいと思いますけど、まずはここまでスケジュール込みスケジュールを除いてですね、ここまでで規制庁側から全体通して何かよろしいですか。
3:48:59	はい。
3:49:00	仲田電力側からも全体通してここまではよろしいですかね。はい。
3:49:04	じゃあ、最後にスケジュール感だけですけども、
3:49:08	はい。
3:49:09	すみません。
3:49:11	すみませんスケジュール行く前に 1 個忘れてましたすみません最後に 1 個だけなんですけど、
3:49:15	この間、多分高浜関西の高浜でいうとアノばラブルぼい図のの施行に審査会合もやっていて、
3:49:25	概ね多分議論落ち着いてるのかなというに私認識してるんですけど。
3:49:29	感知器バックフィットの関係で、向こうの施工人との関係だけちょっとお考えを聞いておきたくてですね。
3:49:36	多分今平行してる施工人で、
3:49:41	多分工事予定とかあと処分時期とかも含めて近いものって、
3:49:45	多分バーナブルポイズン施工人がまだ考えられるんですけど、今後も申請予定のものもあるかもしれないんですけどちょっと 1 回置いといて、
3:49:52	そういう意味でいうと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:49:53	向こうって多分今はこの基本設計方針、こちらの基本設計方針と反映してない形にはなってると思うんですよね。で、考え方としては別に経過措置内であれば、別に向こうは向こうで走っても問題ないと思うんですけど、じゃあその、
3:50:06	SG保管庫ですよね具体的保管するSG保管庫の感知器設計については、こっちで見てるっていう理解でいいんですけど。ちょっと向こうに最終的に反映するイメージなんですけど。ちょっとその両者の関係ですよ。その考え方だけちょっとお聞きしておきたいですね。
3:50:26	はい。
3:50:39	規制庁西内ですけどちょっと整理いただいてまた後日ご回答いただければ結構ですけど。
3:50:46	あれですね
3:50:48	反映スルー必要があるかどうかも含めて多分考えていただくのかなと思っていてですね。
3:50:54	そもそものその工事内容としてどう考えているかだと思うんですけど、
3:50:59	多分工事予定時期も多分違う。
3:51:03	全くリンクはしてないと思うんですよね。だからバーナブルポイズンの方の使用前検査、使用前事業者検査、タダウチの使用前確認を、どの状態で受けて施工を開始する供用開始することを関西電力として考えているのか。
3:51:20	仮にですけど、火災はクフィットのこの状態も含めてバーナブルポイズン法でやろうとするのであれば、多分火災バックフィットの使用前検査と多分終わるタイミング一緒になると思うんですよね。
3:51:32	先行してなのかよくわからないですけどそこら辺の関係性ですよ。
3:51:37	こっちの火災バックフィットの方は一部使用承認という形で、そのSG保管庫部分だけ一部やるような形、ちょっと検査上の扱いも含めてだと思っと思うんですけど、ちょっとどう考えてるのか。
3:51:47	場合によってはお互い連携しなきゃいけないということもあると思いますし、そう意味では
3:51:52	バーナブルポイズンについて言いましたけど、今申請中、あとは今後申請予定の申請案件と、この火災バックフィットとの関係性っていうところでちょっと整理いただいてまたご説明だけいただいてもよろしいでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:52:05	これは審査会合どうこうという話ではなくて単純に事務的な整理の話ですので、整理をいただいて後日またご説明をいただきたいというところでお願います。
3:52:13	拝承しましたちょっと整理して、はいまたご相談するようにいたします。
3:52:19	多分これ基本バックフィット系の時には必ずやってることだと思いますので、はい。引き続きその部分をお願いをしたいと思いますというところで、あとすいません最後と言いながら、これが最後です。はい。
3:52:30	江藤。全体として完成でもよろしければスケジュール感の確認ですけども、一度関西電力の方から説明されます。すいません私もスケジュールだけと言いながらちょっともう1点だけ。
3:52:42	資料の1引いの方に見ていただきたいんですけども、
3:52:47	今日積んでる資料であると、もう2点ありまして、
3:52:51	一つ目は通したカラー4行目の15例中5行目に、火災防護に関する説明書、
3:53:00	あと下から2行目の17行目の設置許可。場所の適正化に関してです。これは基本資料、整えましたという資料ですので、
3:53:12	ちょっとご確認、またしておいてくださいという位置付けでよろしいでしょうか。すいません。
3:53:18	衛藤。
3:53:20	すいません規制庁ニシウチですそういう意味ではこちらから確認することですね私この資料は、他のコメント管理表とか補足説明資料でいただいている内容を反映いただいているものっていう理解なんですけど、新しい説明ありました。いえ、ありません。はい。それをまとめたものです。
3:53:34	はい。規制庁西内ですそういう意味でいうと、多分今日の話の踏まえてまた一部反映していただくべき部分もあろうかと思えますし、そういう意味では今ここで何かやるというよりは引き続き資料としてもらってこちらの事実確認を進めておくよと。
3:53:47	最終段をイメージしながら進めていくっていうことを位置付けの資料かなと理解してますので、それでは今日何人かここについて得でやっておく必要は私はないと思ってますけど規制庁側からも何か追加であればですけど、現時点ではよろしいですかね。
3:54:01	はい。
3:54:02	すいませんそういうものとしては、確認をしましたというところではいい。
3:54:05	はい、ありがとうございます。
3:54:08	それではスケジュール関係ですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:54:11	時間の審査会合向けの修正したドラフ等の提示が必要かなと思ってます。これにつきまして今週の木曜日、
3:54:22	はい。24日早々には提出したいなというふうに思っています。
3:54:29	あと、それ以外、コメント回答でいただいたもの、修正適宜、反映できるものは反映して補足説明資料準備するんですけども、
3:54:41	転記してますのはケーブルチン数に関してのところですね、こちらに関しては、
3:54:49	ちょっと
3:54:51	方向性みたいなものを、ちょっと我々の方から東京支社通じて、そうですね。
3:55:04	目標来週前半ぐらいでちょっと、
3:55:08	頑張って準備してですね。
3:55:11	もしそれを踏まえてヒアリング等が必要ということになるのであれば、
3:55:18	審査会合午後になって、
3:55:21	違うかもしれませんがヒアリングというイメージでよろしいのかそれともいやこれは、
3:55:28	審査会合前に必要という、
3:55:31	ことになるのかちょっとここだけ微妙だなとそれはもう資料修正でいいかなと思ってたんですけども。
3:55:38	ここのちょっと、ご認識だけ共通にしとく必要あるかなと思ってるんですけどいかがでしょうか。
3:55:51	火災対策室の齋藤です。ケーブルチェイスの今の先ほどの話については、私の認識としては、
3:56:02	他の場所と設計方針が別に変ってるわけではないと思っているんですよね。ただ綿Cがアノ。
3:56:09	質問させていただいたのは要はきちっと網羅性があるのかどうかというだけの話だと思っているので、要は個別の設計の花Cだと思っていて審査会合のときに、
3:56:23	この部分に設計方針に何か特別なその例外的な話が何かあるというのであればまた話は別ですけども、今伺っている限りはあくまでも個別の話だというふうに私は理解しています。
3:56:40	ありがとうございます承知しました。はい。
3:56:43	そしたら我々としてですね、ちょっと資料と上で、ご提示させていただきますので、その資料を踏まえて、ヒアリング、必要か、
3:56:54	どうかというのをまた教えていただければというふうに思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:56:59	あと私からは以上ですけれどもよろしいでしょうか。
3:57:04	はい。スケジュール感ですけどまずは本会合のパワーポイントその他修正いただいているところはいただいた上で、話した会合かなというところだと思いますので、はい。
3:57:14	よろしく申し上げます。
3:57:18	はい。衛藤。
3:57:19	少なくとも精神性は、現状いただいている範囲でもうすでにある程度予定はしているのかなあというところで考えてますけども、そのあとの審査会合前に補正とかそういう話はないと思って大丈夫ですかね。
3:57:32	はい。審査会合後に補正というふうに考えてございます。補正前にです、ちょっと先ほどの話も含めて、
3:57:42	1度ヒアリング必要ということであれば、東京支社を通じて調整させていただきたいというふうに思っております。以上です。
3:57:55	いや、これしてないです。申請して、
3:58:00	規制庁ニシウチですなの
3:58:05	そもそもですけどあれですよ大井とかの設計を反映した補正をまずしますっていうことは、もう予定してるわけですよ。何か関西電力として、はい。それははい。
3:58:16	予定してます。わかりました。もう関西電力の方で予定しているのであれば、そこも含めて審査会合の場で明確にご説明をいただければ結構かなと。要は、今ここで説明しているのは、
3:58:28	大井の設計を踏まえた実態としてやって、説明してるもので申請書がこうなってるわけではないんですよ。
3:58:34	だから今後まず補正を予定してるわけですよ。
3:58:37	現状としてそういうことであればその状況についてはまた関西電力の方からご説明をいただいってところなのかなと思います。承知しました。それはもう何ていうか、節そうですね。説明の中で、はい。ちょっと言及するようにしたいと思います。
3:58:53	はい。規制庁西内ですよろしく申し上げます。
3:58:57	はい。衛藤じゃスケジュールも含めて全体通してですけど規制庁から何かありますか。よろしいですか。
3:59:03	はい。
3:59:03	関西電力側から全体通して何かありますか。よろしいですか。
3:59:07	はい。
3:59:08	では今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思いますが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:59:12	高浜発電所とかの方もよろしいですかね。他発電所の方もよろしいですか。
3:59:18	高浜発電所です。特にコメント等ございません。はい。美浜発電所の方もよろしいでしょうか。
3:59:25	はい。河崎電力美浜発電所でございます。コメントございません。はい。東京支社の方もよろしいでしょうか。
3:59:32	はい。東京支社新留です。コメントございません。どうもありがとうございました。はい、じゃあ今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思いますありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。